

新宿区第二次環境基本計画

(答申案)



平成24年11月

目 次

第 1 章 計画の基本的事項 1-1

- 1 計画策定の目的
- 2 基本事項
 - (1) 位置づけ
 - (2) 対象期間
- 3 各主体の責務・役割

第 2 章 新宿区を取り巻く環境の現状 2-1

- 1 環境を取り巻く社会的動向
 - (1) グローバル・全国的な環境トピック
 - (2) 国・都の環境政策の主な動向
- 2 新宿区における取り組み状況と課題

第 3 章 計画の目指すもの 3-1

- 1 目指すべき環境都市像
- 2 計画の体系
- 3 5つの基本目標
 - 基本目標 1.人と自然が調和したまちの快適性を確保します
 - 基本目標 2.資源循環型の社会を構築します
 - 基本目標 3.身近な環境の安全安心を守ります
 - 基本目標 4.地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します
 - 基本目標 5.地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます
- 4 横断的な観点
 - (1) 参加と協働の促進
 - (2) グリーン経済の推進

第 4 章 重点的な取り組み 4-1

- 1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進
- 2 環境学習の推進
- 3 スマートコミュニティの形成

第5章 個別施策と各主体の取り組み 5-1

- 1 人と自然が調和したまちの快適性を確保します
 - 1-1.自然とのふれあいの場の創出
 - 1-2.都市生活の快適性の確保
- 2 資源循環型の社会を構築します
 - 2-1.3Rの推進
 - 2-2.ごみの適正処理
- 3 身近な環境の安全安心を守ります
 - 3-1.公害対策
 - 3-2.環境リスクの軽減
- 4 地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します
 - 4-1.創エネの推進
 - 4-2.地域エネルギーマネジメント構築の促進
- 5 地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます
 - 5-1. 地球温暖化対策の推進
 - 5-2. ヒートアイランド対策の推進

第6章 推進体制と進行管理 6-1

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

資料編 7-1

用語説明

第 1 章 計画の基本的事項

ここでは、計画策定の目的や対象期間など、この計画の基本的事項を示します。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

私たちの新宿区は、約32万の人口とその二倍以上の約75万人の昼間人口を抱え、世界一の乗降客数を誇る新宿駅、日本有数の繁華街と言われる歌舞伎町を有する大都市です。新宿副都心地区の高層ビル群などにはオフィスが集積し、大学などの学術研究機関では最先端技術の研究・開発など、様々な活動が行われています。

一方で、新宿区は、住居系の地域が過半を占める生活の場でもあります。また、新宿御苑、明治神宮外苑、おとめ山公園、新宿中央公園や箱根山のある戸山公園といったまとまった自然や、外濠や神田川、妙正寺川などの水辺のあるみどり豊かな都市でもあります。



このように多様な面を持つ新宿区では、その環境施策も多岐にわたります。

新宿区では、平成15(2003)年度に『新宿区環境基本計画』(以下「第一次計画」という。)を策定し、平成20(2008)年には新たに「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として計画改定を行いました。その後、平成23(2011)年3月に『新宿区地球温暖化対策

指針』を策定するなど、環境政策を着実に進めてきました。

このような中、環境を取り巻く情勢は常に変化し続けています。

区内では、大気、水環境などに改善がみられる一方で、日常生活や事業活動による環境への影響は以前より大きくなっています。事業所でのエネルギー使用量や排出される二酸化炭素(以下「CO₂」という。)は増加傾向にあり、繁華街、建設現場等における騒音といった生活環境に係る問題も発生しています。また、大量のエネルギーを消費する都市として、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など地球規模の環境問題への対応も求められています。

さらに、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による環境とエネルギーへの意識変化への対応、一層の節電や再生可能エネルギーの利用・普及促進といった創エネ*など、災害時も含めた将来のエネルギーシステムなども考えていかなくはなりません。



* 創エネ

太陽光発電といった再生可能エネルギーなどを活用して新たにエネルギーを創り出すことに加え、節電等の省エネ活動による使用量の削減により、相対的に活用できるエネルギーを創り出すこと。

これらの環境問題は、私たちの生活や事業活動と密接に結びついています。この問題を解決するためには、一人ひとりができることに取り組むとともに、地域へ取り組みの輪を広げていくことが重要です。

また、昨今の経済情勢を踏まえると、環境保全・改善の動きが様々な経済的効果に繋がるよう、グリーン経済*によって地域を発展させることも必要です。

以上の背景を踏まえ、『新宿区第二次環境基本計画』は、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点を中心として次の10年間（平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）に進めるべき基本目標と具体的な施策、重点的な取り組みを示すことを目的とします。

この計画に基づき、『新宿力』*を活かしながら、一人ひとりが「できることを着実に実行する」ことにより、今以上に素晴らしい新宿区の環境を築いていきます。



* グリーン経済

将来にわたり、持続可能な経済成長を実現するために、環境問題を経済の中心に据えて、環境を守りながら経済を発展していくこと。

* 新宿力（「新宿区基本構想」より）

新宿の強みとして以下の2つを意味します。

- ①自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力
- ②多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人のもつ無限に広がる未知のエネルギー

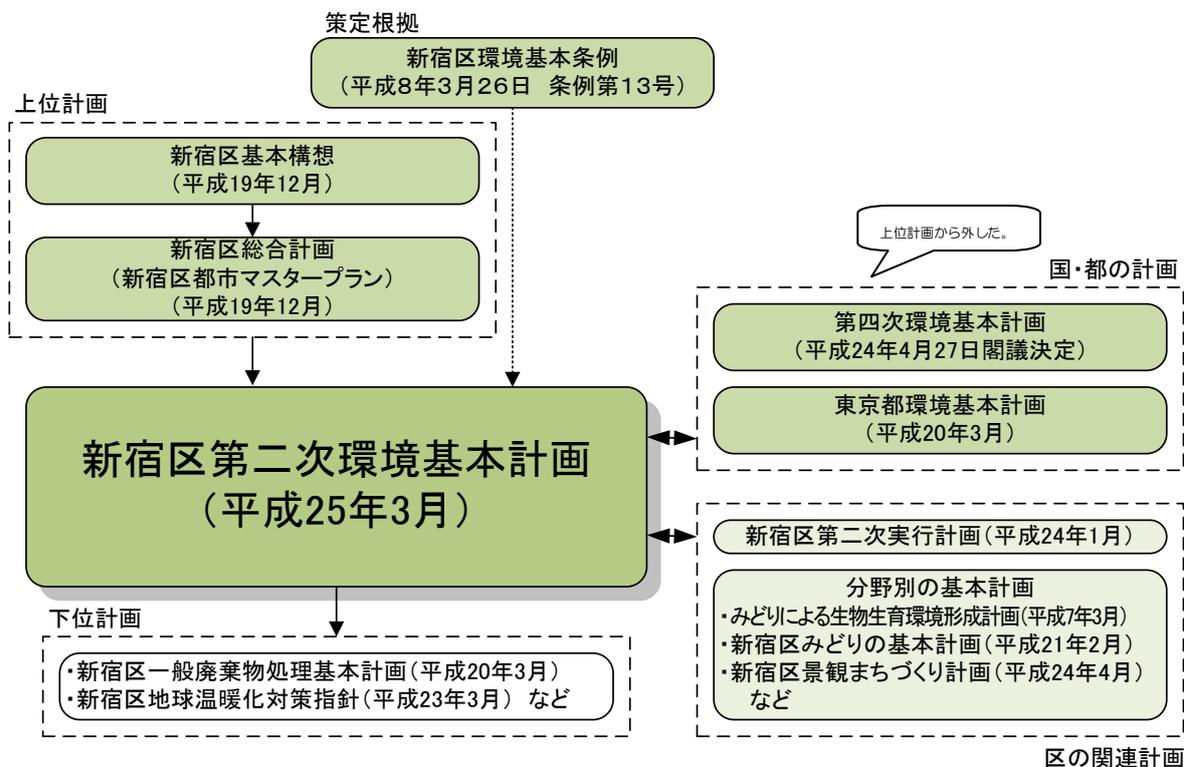
2 基本事項

(1) 位置づけ

この計画は、環境基本法や新宿区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画であるとともに、新宿区基本構想及び新宿区総合計画に基づく環境分野の個別計画でもあります。

また、みどりの基本計画、景観まちづくり計画などの関連計画と、相互に連携した計画です。

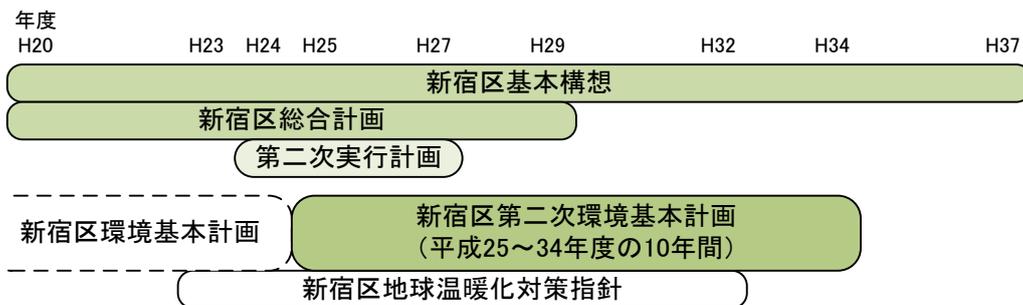
図 1-1 計画の位置づけ



(2) 対象期間

この計画の対象期間は平成 25 (2013) 年度～平成 34 (2022) 年度の 10 年間とします。

図 1-2 計画の対象期間



3 各主体の責務・役割

人間の活動と人間を取り巻く環境は、相互に影響や効果を及ぼしあいながら成り立っています。だれもが環境問題を自らのこととして捉えて、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていくことが必要です。

新宿区環境基本条例の理念に基づく各主体の定義と責務・役割は、次のとおりです。

| 主体 | 定義 | 責務・役割 |
|-----------------------------|---|--|
| 区民 地域組織 活動団体 児童・生徒 | 新宿区に住む人はもちろん、新宿区で働き、学び、活動する人も含まれます。 また、地域でまちづくり活動や交流活動に取り組む活動団体、NPOまたはコミュニティグループなどの組織も含まれます。 | 一人ひとりが環境への意識を持ち、それぞれの立場に応じてできることに取り組むとともに、みんなの力を合わせた行動に広げていくことが重要です。 |
| 事業者 商店会 大学等 | 新宿区内で事業活動を行う企業、商店、病院や、個人事業者なども含まれます。 また、大学などの学術研究機関や教育機関も含めています。 | 事業者が環境に与える影響は少なくありません。一連の事業活動を見直し、環境に配慮したものへ転換していくことが求められます。 あわせて、環境保全・改善の行動が、経済的効果に繋がるよう事業内容を検討することも重要です。 |
| 区 教育委員会 (区立学校等) | 新宿区は、行政として環境施策等を推進する立場と、事業活動を行う事業者としての立場の2つの側面があります。 | 行政の立場としては、環境に関する施策、取り組みを各主体との参加・協働のもとに推進していくことが求められます。また、区も一事業者の立場として、環境負荷低減等の取り組みを率先して進めることが求められます。 区立の学校等では、授業や行事を通じて環境教育を進めます。 |

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

ここでは、グローバルな環境問題や全国的な環境動向や新宿区における環境の課題など、新宿区を取り巻く環境の現状を示します。

第2章 新宿区を取り巻く環境の現状

1 環境を取り巻く社会的動向

(1) グローバル・全国的な環境トピック

◆生物多様性

私たちは、生物多様性から、食糧の供給や気候の安定化といった様々な恩恵を受けています。また、生物多様性は豊かな文化の源泉となっています。

しかし、昨今は開発や地球温暖化等により、生物多様性が急速に失われつつあります。

このような中、平成22(2010)年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で愛知目標が採択されるなど、生物多様性を守る取り組みが進められています。

新宿区は大都市東京の中心に位置し、世界中の生物資源を大量に消費しています。そこで、この問題に関心を持ち、普段の生活から生物多様性に配慮することが必要です。

図2-1 生物多様性のイメージ



資料：環境省環境白書（H24版）

◆心の豊かさ

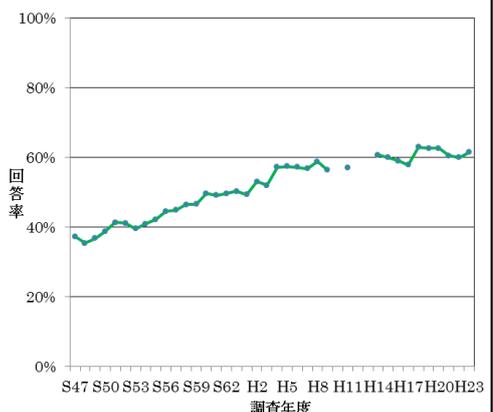
「豊かな暮らし」は、環境、経済、社会の3つがバランスを保つ暮らしだと考えられます。近年、経済のグローバル化等に伴い価値観が多様化する中で、経済規模といった従来の指標だけでは測れない価値観に目が向けられています。

国内では、「区民生活に関する世論調査」(内閣府)において、「これからは心の豊かさ」を選択する人は増加傾向にあり(過去6年は6割以上の回答者が選択)、「物」より「心」の豊かさが重視される傾向にあります。

新宿区においても、心豊かに暮らすための要素の一つとして、「環境」を積極的に捉えていくことが必要です。

図2-2 内閣府 国民生活に関する調査結果(抜粋)

問「今後の生活において、物の豊かさか心の豊かさかに関して、次の2つの考え方のうち、あなたの考え方に近いのはどちらでしょうか。」に対して「心の豊かさやゆとりある生活」を選んだ回答者の割合



資料：内閣府 HP「世論調査」から

◆エネルギー・スマートコミュニティ

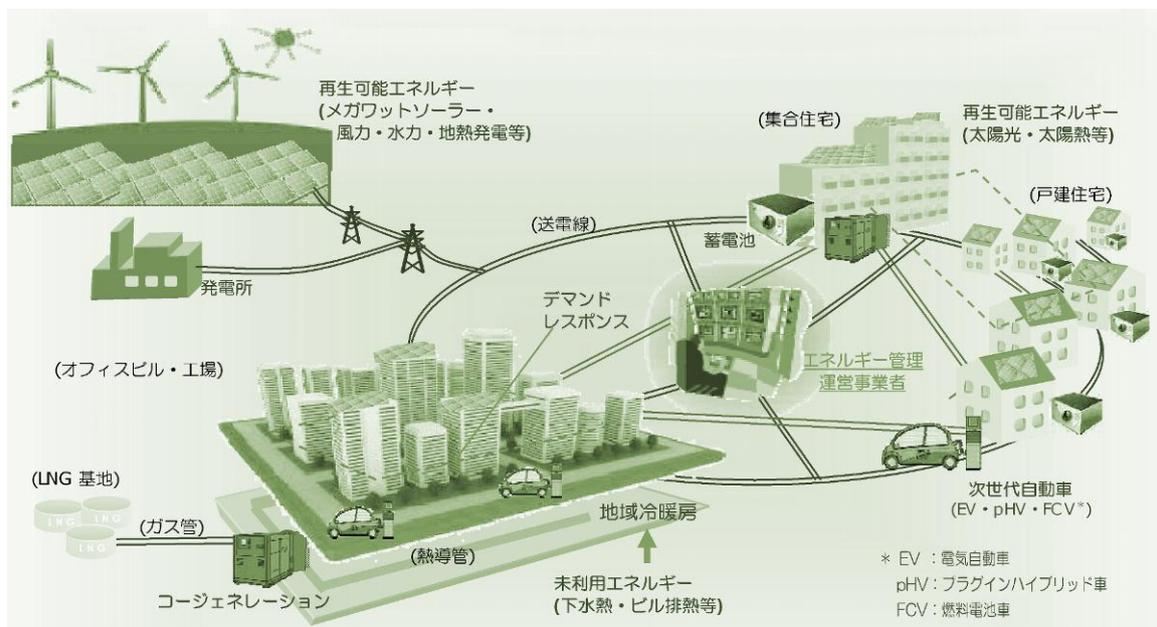
東日本大震災に伴う原発事故での教訓から、全国的にエネルギー政策が重要視されています。エネルギー政策は経済活動や社会生活の維持の観点から重要であり、産業振興や地球温暖化対策、安全安心な生活の確保など、国民生活に深く関わっていることから、様々な視点で総合的な政策として示すことが必要となっています。

このような中、平成24（2012）年7月から再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。今後はさらに既存の電力だけでなく再生可能エネルギーや各家庭における節電による創エネ、蓄電池の活用などを組み合わせ、これらをIT技術などでコントロールし、都市のインフラや生活全般に渡る環境配慮型都市*すなわちスマートコミュニティの形成が求められます。スマートコミュニティ化は、エネルギーの効率的利用だけでなく、エネルギー源を分散化することによる災害時のリスクの軽減、再生可能エネルギーの利用促進によるCO₂排出量の削減など様々なメリットがあります。

新宿区では、東日本大震災による節電などによる省エネの取り組みを推進してきましたが、さらに、地域の実情に合わせた地域分散型エネルギーの確保などについても推進していくことが必要です。

※経済産業省では、全国4つの都市（横浜市、豊田市、京都府（けいはんな学研都市）、北九州市）を「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定し、それぞれの都市特性に応じた実証実験が進められています。

図2-3 スマートコミュニティのイメージ



資料：「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」（H24.5・東京都）

◆地球温暖化対策・低炭素まちづくり

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 19（2007）年にとりまとめた第 4 次評価報告書では、世界の平均地上気温は 2005 年までの 100 年間で 0.74℃上昇し、依然として深刻な状況にあるとされています。この対策の枠組みとして平成 21（2009）年にデンマークで開催された国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）における「コペンハーゲン合意」をもとに、我が国は「温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減する」との目標を気候変動枠組み条約事務局に提出しました。

その後、平成 22（2010）年の COP16（メキシコ）では、途上国を含め世界が協調して、気候変動問題に立ち向かうという基本理念となる「カンクン合意」が採択されました。そして、平成 23（2011）年の COP17（南アフリカ）では、温室効果ガスの排出削減に向けた測定・報告・検証に関するガイドラインの策定などが採択され、今後の対策を進める上での重要な成果が得られました。

その中であって、ここ 10 年の国内の CO₂ 排出量の推移をみると、運輸部門、産業部門は減少傾向にあります。業務その他部門、家庭部門は増加傾向となっています。加えて、東日本大震災での原発事故以降、火力発電所の稼働が増加していることから、さらに CO₂ 排出量が増加することが予想されます。

そして、CO₂ 排出量の多くの部分は、人が集積し、社会経済活動が盛んに行われている都市部から発生していると考えられますが、国の排出量 25%削減の目標設定を受け、都市部の低炭素化を図るための取り組みが全国で進められています。

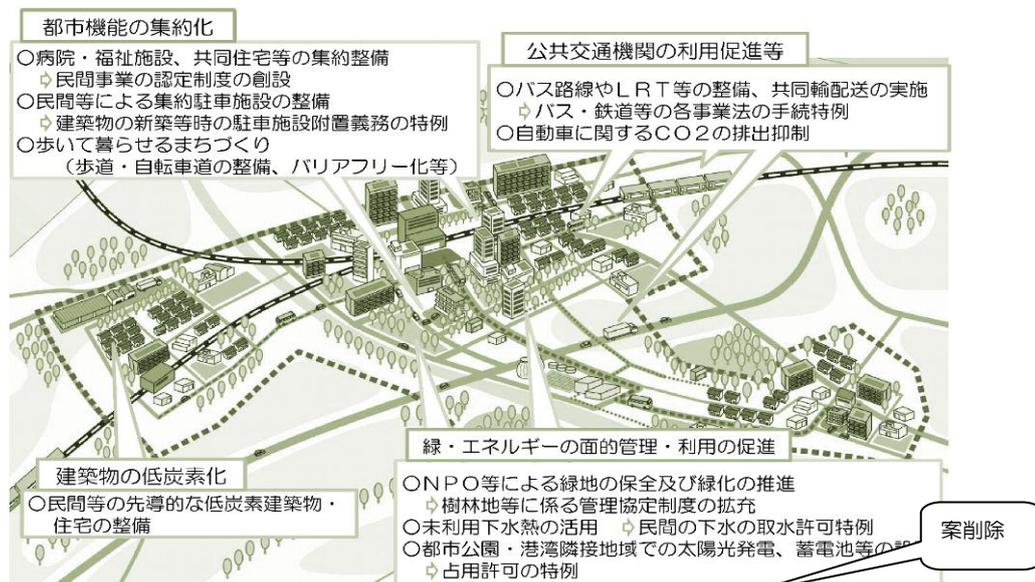
新宿区においても引き続き地球温暖化対策を図っていくため、地球環境に配慮した基盤整備やライフスタイルの改善を図っていくことが必要です。

また、建築物の低炭素化を促進するために、民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備について認定制度を設けています。

図 2-4 日本の部門別 CO₂ 排出量の推移



資料：環境省環境白書（H24 版）



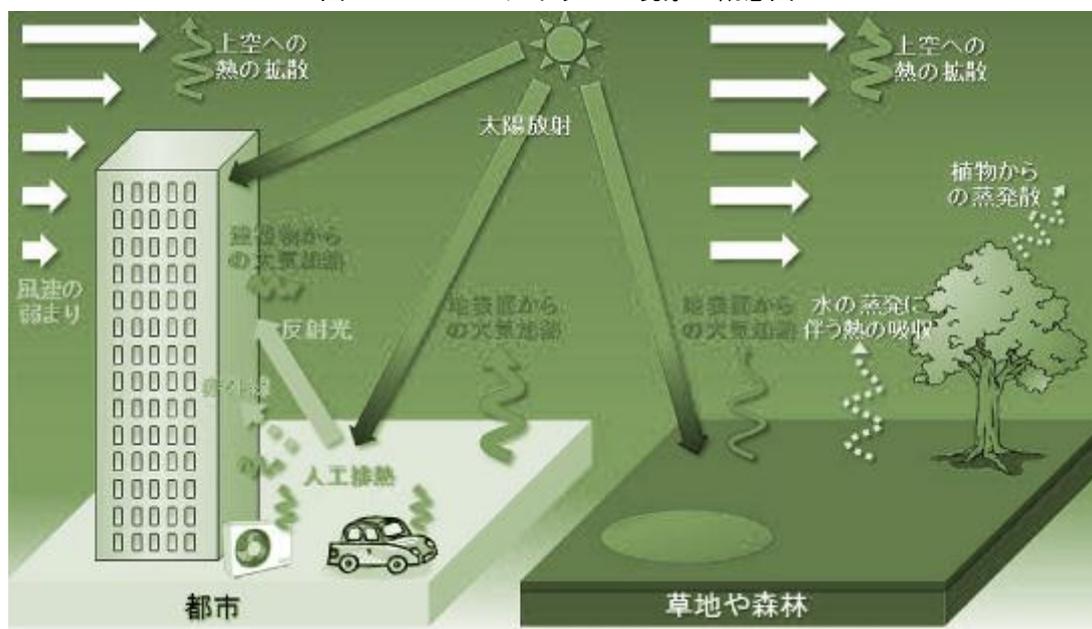
◆ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象（heat island＝熱の島）とは、都市の気温が周囲よりも高い状態のことで、一般に気温分布図を描くと等温線が都市を取り囲む様子が地形図の島のような形になることから、このように呼ばれます。

都市部では、水辺やみどりが少なく、建物や自動車などからの人工排熱等が多く、空気も滞留しやすいため、ヒートアイランド現象が顕著になっており、冷暖房負荷の増加や、生態系のかく乱・熱中症等が問題となっています。

これらを踏まえ、環境省では『ヒートアイランド対策マニュアル』（平成 24 年 3 月）を公表し、緑化や新技術などによりヒートアイランド現象自体を抑制する「緩和策」と、影響を最小限にとどめる「適応策」の両面から対策を推進することとしています。

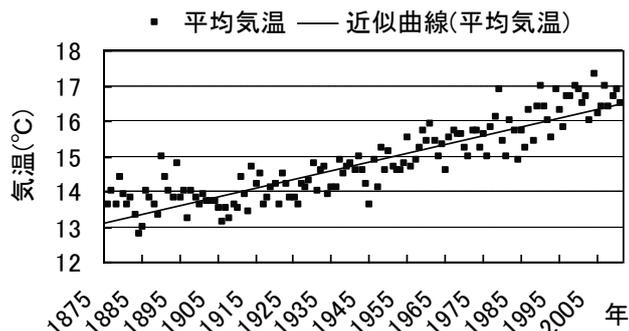
図 2-6 ヒートアイランド現象の概念図



資料：「ヒートアイランド監視報告」（H24.7・気象庁）

東京都区部の平均気温は、100 年間で約 3℃上昇するなど、ヒートアイランド現象が顕著です。新宿区は、新宿副都心地区の高層ビル群などに象徴されるように、人工被覆とエネルギー消費が多いことから、ヒートアイランド対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

図 2-7 都区部の年平均気温の変化



資料：気象庁資料を基に作成

◆グリーン経済

グリーン経済とは、将来にわたり持続可能な経済成長を実現するために環境問題への取り組みを経済の中心に据えて、環境を守りながら経済を発展させていくものです。

政府の「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では、グリーンイノベーション*を 7 つの戦略分野の筆頭に位置づけています。具体的には再生可能エネルギーの普及・発展、環境未来都市の創造、森林・林業の再生が掲げられており、環境分野で、140 万人の雇用と、50 兆円の需要を創造することとなっています。

図 2-8 新成長戦略 21 の国家戦略プロジェクト工程表

| | 早期実施事項 (2010 年度に実施) | 2011 年度に実施 | 2013 年度までに 実施 | 2020 年までに実施すべき成果目標 |
|----------------------------|--|--|------------------|------------------------|
| グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト | | | | |
| 1. 「固定価格買取制度」の導入等 | 全量買取方式による固定価格買取制度を軸とする政策パッケージ導入（固定価格買取制度については、2012 年度からの導入が目標） | | | 再生可能エネルギー関連市場 10 兆円 |
| 2. 環境未来都市 | 環境未来都市整備促進法案（仮称）の整備 | 地域指定 | ・国際展開 | 世界トップクラスの環境未来都市の創設 |
| 3. 森林・林業再生プラン | 実行プログラム作成 木材利用促進法制定 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理 ・技術者の育成 ・伐採規制見直し ・路網整備 ・「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」導入等 | | 木材自給率 50%以上 |

資料：環境省環境白書（H23 版）

表 2-1 持続可能な開発に向けた 9 つの提案

平成 24（2012）年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において、我が国からは東日本大震災から得られた知見や教訓を国際社会で共有することや、大胆なエネルギーシフトに向けた省エネルギー、再生可能エネルギー等の導入の促進による技術革新などが提言されました。

新宿区においても、今後はさらに区、区民、事業者ともに、グリーン経済を視野に入れた事業展開を図ることが必要です。

| 分野 | 提案内容 |
|--------------------|--|
| ①防災 | ポスト「兵庫行動枠組」を策定し、防災を開発政策へと統合。東日本大震災等の災害で得られた知見・教訓を国際社会で共有する。 |
| ②エネルギー | 大胆なエネルギーシフトに向けて省エネルギー、再生可能エネルギー、クリーンエネルギーを推進する。 |
| ③食料安全保障 | 食料増産に向けた農業分野への投資拡大、責任ある農業投資の前進、集約化・効率化など、持続可能な農業を通じた食料安全保障を実現する。 |
| ④水 | 「橋本行動計画Ⅲ」に代わる総合的な水資源管理に関する目標について検討を開始する。 |
| ⑤環境未来都市 | 経済・社会・環境価値を創造し続ける「環境未来都市」のモデルを世界に提供する。 |
| ⑥持続可能な開発のための教育 | 持続可能な開発のための教育に係る取組の促進・共有を行い、持続可能な市民の育成に取り組む。 |
| ⑦地球観測システム（GEOSS） | 地球規模課題に適切に対処するために、GEOSS を通じた地球観測体制ネットワークを一層強化する。 |
| ⑧技術革新とグリーン・イノベーション | 技術革新とグリーン・イノベーションの重要性を再認識し、成長段階に応じた取組を開始する。 |
| ⑨生物多様性 | 愛知目標の重要性を再確認し、そのための国際的取組への参加を促進し、愛知目標の実現に向けた取組を強化する。 |

資料：環境省環境白書（H24 版）

* グリーンイノベーション

環境・エネルギー分野における革新的な技術開発などにより、産業・社会活動の効率化や新産業の創造をはかること。

(2) 国・都の環境政策の主な動向

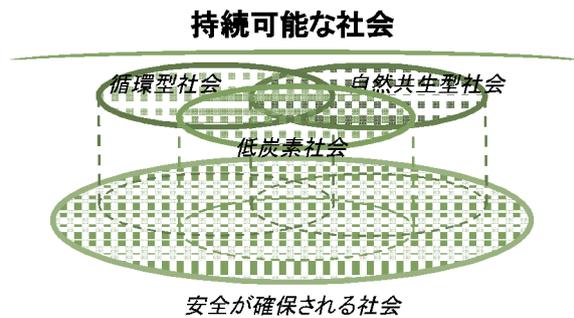
◆「第四次環境基本計画」（平成 24 年 4 月 27 日・閣議決定）

国の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割についても示しています。

第四次環境基本計画では、環境行政の目標である持続可能な社会を、「低炭素」「循環型」「自然共生型」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤になっている社会の確保であるとされています。

また、9つの優先的に取り組む重点分野が位置づけられ、このうち「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備」の3つを、各分野に共通する横断的な重点分野とされています。

図 2-9 第四次環境基本計画における「目指すべき持続可能な社会の姿」



資料：第四次環境基本計画（環境省）

<9つの重点分野>

- ①経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進
- ②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- ③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備
- ④地球温暖化に関する取組
- ⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- ⑥物質循環の確保と循環型社会の構築
- ⑦水環境保全に関する取組
- ⑧大気環境保全に関する取組
- ⑨包括的な化学物質対策の確立と推進

◆「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」（平成 24 年 5 月・東京都）

東京都では、平成 24（2012）年夏の電力需給見通しを踏まえ、今後継続的に取り組むべき「賢い節電」の方針に加え、「スマートエネルギー都市」の姿と、その実現を目指し、都が推進する方向性を取りまとめています。

「賢い節電」では、基本原則（3原則）の対策メニューを提示しています。また、この「賢い節電」を土台として、低炭素、快適性、防災力の3つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」の実現を目指し、区市町村との連携強化や事業所における取り組み、新建築物の省エネ性能の向上などの取り組みを示しています。

図 2-10 目指すべきスマートエネルギー都市の姿



資料：「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」（H24.5・東京都）

2 新宿区における取り組み状況と課題

新宿区ではこれまで、第一次計画に基づき区民・事業者とともに、さまざまな取り組みを行ってきました。ここでは、新宿区におけるこれまでの取り組み状況等から、今後に向けての課題を整理します。

◆参加・協働

新宿区では以前から地域住民や団体、事業者による環境活動が行われてきましたが、平成 16 (2004)年 6 月に環境学習情報センターが開設されると、ここを拠点にした様々な環境活動や環境保全のための普及・啓発、情報発信などが行われ、さらに活動が活発化しています。

また、この 10 年で環境情報の共有化が進み、環境問題に取り組む区民や団体の活動も活発になり、町会、商店会など周囲の団体などに環境の意識が広がってきています。

今後はさらに各団体の活動や区民の自発的な取り組みを支援するなど、環境活動への区民や事業者の参加・協働を一層促していくことが必要です。



第 1 回リサイクルフェア(平成 3 年開催)

◆環境教育・学習

エコリーダー養成講座の修了生や協力団体、事業者による出前講座が小・中学校や児童館などで行われるなど、区内での環境学習の取り組みはますます広がりを見せています。また、省エネ・環境マネジメント実践講座やエコビジネスCSRセミナーといった事業者向けの環境教育プログラムも充実しています。

また、区内の小・中学校でも総合的な学習の時間等を利用して、創意工夫を凝らした環境学習が行われています。

今後は、環境にあまり関心を持たない人も含めて、環境学習・環境教育のすそ野を広げていくことが必要です。



区内小学校での環境学習



エコリーダー養成講座

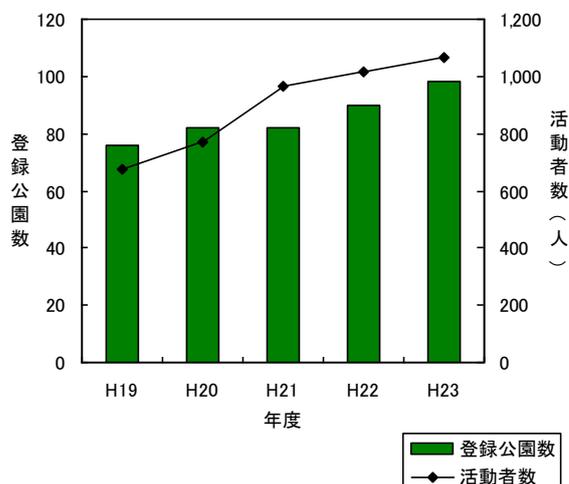
◆自然とのふれあい

「みどりの条例」（平成3（1991）年4月施行）に基づく緑化や公共施設の緑化、ビオトープ整備などの都市緑化が進められ、区全体の緑被率（平成22年現在：17.87%）は増加傾向にあります。また、平成22年（2010）3月には戸塚地域センター内に「神田川ふれあいコーナー」を開設するとともに、「神田川親水テラス」など、水辺とのふれあいの場も整備しています。

また、公園や道のサポーター制度による登録数や活動者数も増加傾向にあり、協働によるビオトープや公園づくりを進めています。

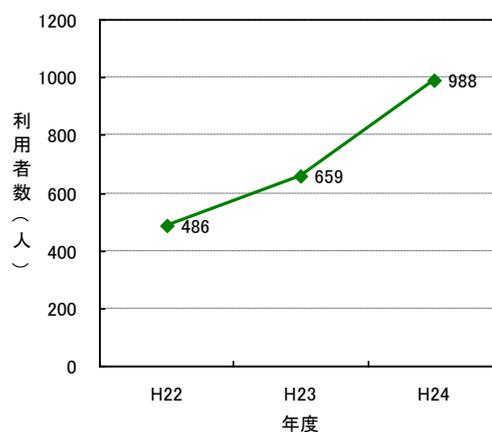
今後は、これら身近な自然とのふれあいや活動を通して、都市における自然のあり方、関わり方について、区民や事業者と一緒に考えて、区内の自然を保全、回復することが必要です。

図 2-11 公園のサポーター制度の推移



（資料：新宿区環境白書）

図 2-12 神田川親水テラス利用者の推移



（資料：新宿区環境白書）



みなみもと町公園ビオトープ



神田川ふれあいコーナー

◆都市生活の快適性

平成 9（1997）年 4 月に施行された「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」が、平成 17（2005）年 8 月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」として改正され、区内全域で路上喫煙が禁止となりました。

ポイ捨てや路上喫煙は、喫煙スポットの設置や啓発活動などの対策による改善状況が駅前や路地、繁華街といった場所により異なるため、さらなる対策が必要です。

路上不法占用物件等の撤去や放置自転車・路上駐車対策については、区民や事業者、警察などと連携して監察や啓発活動を行っています。このため、全体的には改善傾向にありますが、引き続き対策を講じていくことが必要です。



放置自転車及び撤去作業の状況

平成 21（2009）年 4 月には景観法に基づく「新宿区景観まちづくり計画」（平成 24 年 4 月改定）が策定され、この計画をもとに、まちなみや景観に関する施策の展開や規制誘導を行っています。また、地域環境特性を活かしたまちづくり推進の一環として、東京大学・早稲田大学・工学院大学との協働による「景観まちづくりガイドブック」を策定し、特別出張所単位で各地域の景観特性に合わせた方針を示しました。

今後も景観に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。



新宿御苑の景観



商店街(神楽坂)の景観

◆資源循環

新宿区では以前から地域でのごみ分別や集団回収、リサイクルなど、住民や団体による環境活動が行われてきました。平成5（1993）年にリサイクル活動の拠点として新宿リサイクル活動センターを開設し、参加・協働を推進してきました。平成12（2000）年度には都から清掃事業が23区へ移管され、清掃事業と資源循環への取り組みが一元化されました。

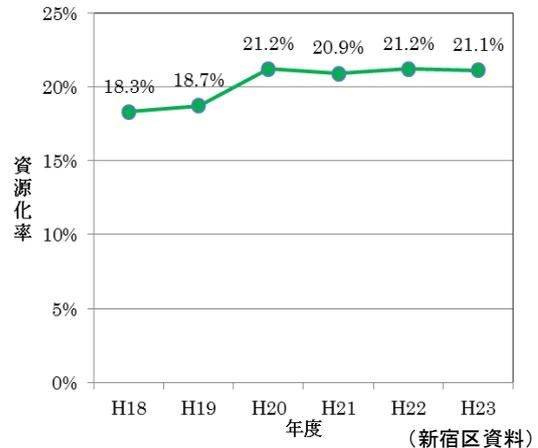
また、区はこのほかに、リサイクル活動団体への支援や、リサイクルごみ分別体験などの出前講座、事業系ごみの減量と再資源化を推進するための事業者への指導などを実施しています。

平成21（2009）年10月に新宿区3R推進協議会（事業者・区民・区が参加）では、『新宿発「エコな暮らし」3R協働宣言』を行い、区民のみならず、来街者に対しても普及啓発を行っています。

このような事業を通して、ごみの発生抑制や資源循環に対する考え方は、広く区民等に周知されており、ごみの排出量も着実に減少し、資源化率も向上しています。

一方、建設副産物などの廃棄物については、安全かつ適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについても、区民や警察などと協働するなどの取り組みを強化し、防止していく必要があります。

図 2-13 資源化率の推移



◆公害問題・環境汚染

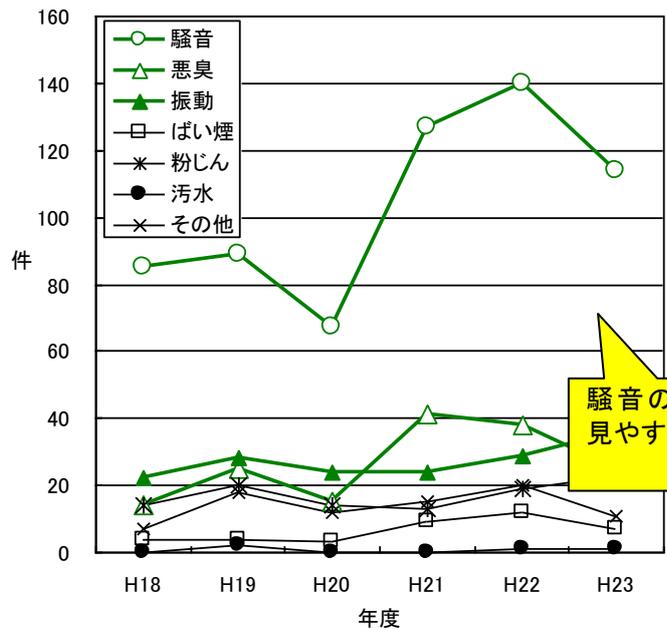
新宿区内においては、大気汚染や河川の水質汚濁といった広域的な公害については、一部の項目を除き、環境基準に適合し、改善の方向にあるといえます。

一方、近隣からの騒音や悪臭といった苦情が増えている現状があり、特に建設現場、商店街等での騒音問題や飲食店からの悪臭問題などといった公害が多く発生しています。

また、アスベストやVOC*などの有害汚染物質の飛散防止や災害時等のアスベスト飛散、放射能汚染、空き家等リスクの軽減も重要な課題となっており、今後は関係機関との連携を図りながら、これからの対策に取り組んでいくことが必要です。

空き家等
文章追加

図 2-14 公害苦情件数



騒音の凡例を見やすくした

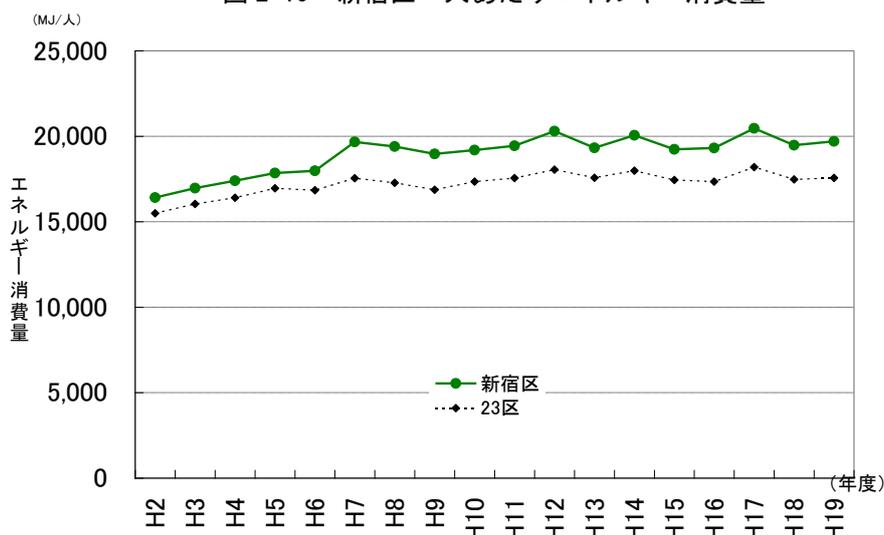
* VOC

揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の頭文字をとったもの。大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなどの多種多様な物質が含まれる。

◆エネルギー利用

新宿区では、人口はほぼ横ばい傾向であるものの、世帯数は平成 7（1995）年度以降増加しており、世帯あたりの人員数は減少傾向です。こうした影響もあり、新宿区の家庭における一人当たりのエネルギー消費量は増加傾向にあり、23 区平均を上回っています。

図 2-15 新宿区一人あたりエネルギー消費量



(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成)

4-7と同
写真のため
差し替え

部門別 CO₂ 排出量（図 2-16）で民生業務部門が突出しているように、新宿区には事業所が集積しており、事業者に対するエネルギー利用や CO₂ 排出の抑制を促進することが効果的と考えられます。

事業所による先駆的な取り組みとしては、新宿副都心における地域冷暖房があります。この取り組みは、今後、設備更新による高効率化や隣接する地域冷暖房同士の熱融通、供給区域外への供給拡大など、さらなる展開が期待されます。



新宿副都心 地域冷暖房設備

区では、区民や事業者に再生可能エネルギーなどに関する情報提供を積極的に行うとともに、「新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金制度」を拡充するなど、再生可能エネルギー等の普及にも力を入れています。

一方で、東日本大震災での原発事故直後、都内の一部を含む広域で計画停電が行われるなど、エネルギーと環境に関するリスク意識が高まり、節電などによる省エネ対策が一層進みました。

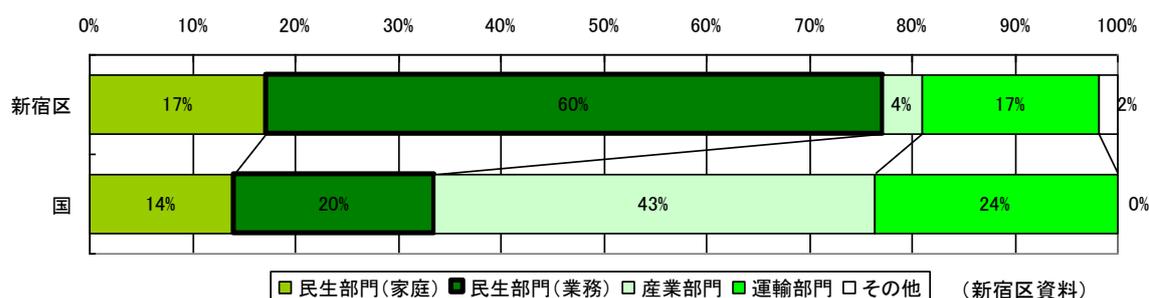
このため、今後もエネルギーシステムのあり方について、将来を見据えて検討することが必要です。

◆地球温暖化対策

地球温暖化は深刻な地球環境問題であり、人間活動や生態系に大きな影響を与えています。新宿区においても平均気温の上昇傾向がうかがえ、温室効果ガス排出量の増加や建物などからの人工排熱等によるヒートアイランド現象が起因していると考えられます。

新宿区の CO₂ 排出量は増加傾向にあり、排出量の内訳を見ると、「民生部門（業務）」が約 6 割と突出しています。全国的には工場などの産業部門が最も多くなっていますが、事業所やサービス業などが集中する新宿区の地域特性を反映していると考えられます。

図 2-16 部門別 CO₂ 排出量の比較（2009 年度実績）



こうした現状に対し、区では平成 18（2006）年 2 月に、「省エネルギー環境指針」を策定し、啓発活動などを進めてきました。平成 21（2009）年から、地球温暖化を防止するために、区民や事業者による CO₂ 削減に向けた新宿エコ隊の活動を展開しています。また、平成 23（2011）年 3 月には「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、CO₂ 削減に向けた様々な取り組みを実施しています。

区においては、小・中学校等の区有施設における太陽光発電設備の設置などの再生可能エネルギーの利用や「新宿の森」での森林保全によるカーボン・オフセットによる取り組み、さらにはグリーン電力（100 万 kWh）の購入などにより、CO₂ の削減を図っています。

地球温暖化を防ぐために今後もこうした取り組みを継続していくとともに民生部門に力を入れた施策の展開が必要です。

◆ヒートアイランド対策

区内のヒートアイランド現象対策の一つとして、緑地の拡大が挙げられます。新宿区の緑被率（平成 22 年）は 17.84%となり、前回調査（平成 17 年）から微増に転じました。今後も引き続き、みどりの増加が求められます。

このほかにもヒートアイランド対策に向けた取り組みとして、壁面や屋上の緑化、遮熱透水性舗装の整備を進め、平成 20（2008）年度から毎年みどりのカーテンプロジェクトや「新宿打ち水大作戦」を展開しています。「新宿打ち水大作戦」では、小・中学校、各種団体・企業、個人の協力により、平成 23（2011）年度は延べ約 15,000 人が参加しました。

こうした区民・事業者・区の連携・協働による取り組みを、今後も効果的に継続していくことが必要です。



新宿打ち水大作戦

第3章 計画の目指すもの

ここでは、新宿区が目指すべき環境都市像を示し、それを実現するための横断的な観点を土台として5つの基本目標を示します。

第3章 計画の目指すもの

1 目指すべき環境都市像

『新宿区基本構想』(平成19年12月)において、おおむね20年後の平成37(2025)年を想定した「めざすまちの姿」を以下のように設定しています。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

『新宿力』とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という自治の力を象徴的に表したものです。『新宿区基本構想』で設定している「めざすまちの姿」では、この『新宿力』を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち新宿の未来を、次世代を担うこどもたちの将来を見据え創造していくこととしています。

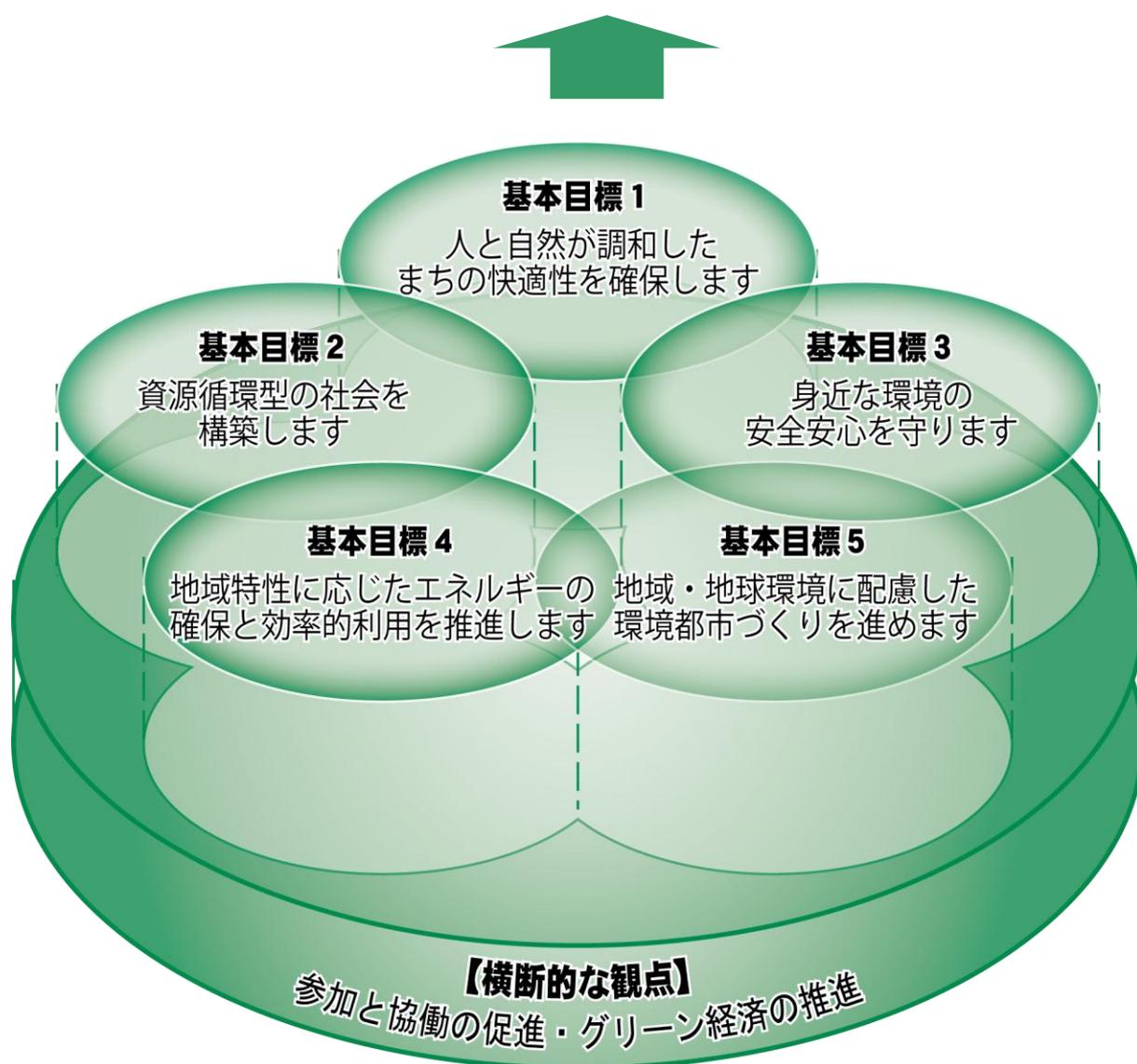
新宿区を取り巻く環境の現状を踏まえると、こうした『新宿力』を軸にした様々な活動や取り組みを展開することで、新宿区の環境が現在抱えている課題が解決されていくと考えられます。このように、これからの新宿区は、「やすらぎ」と「にぎわい」に加え、「環境に配慮したまちづくり」を進めることで、社会・経済・環境が融合した持続可能な環境都市を目指します。

以上の考え方を区民、事業者、区が理解・共有し、5つの基本目標を横断的な観点を土台として一体となって進め、環境面から新宿区の「めざすまちの姿」の実現につなげるため、この計画における「目指すべき環境都市像」を次のように設定します。

図 3-1 計画のイメージ

【目指すべき環境都市像】

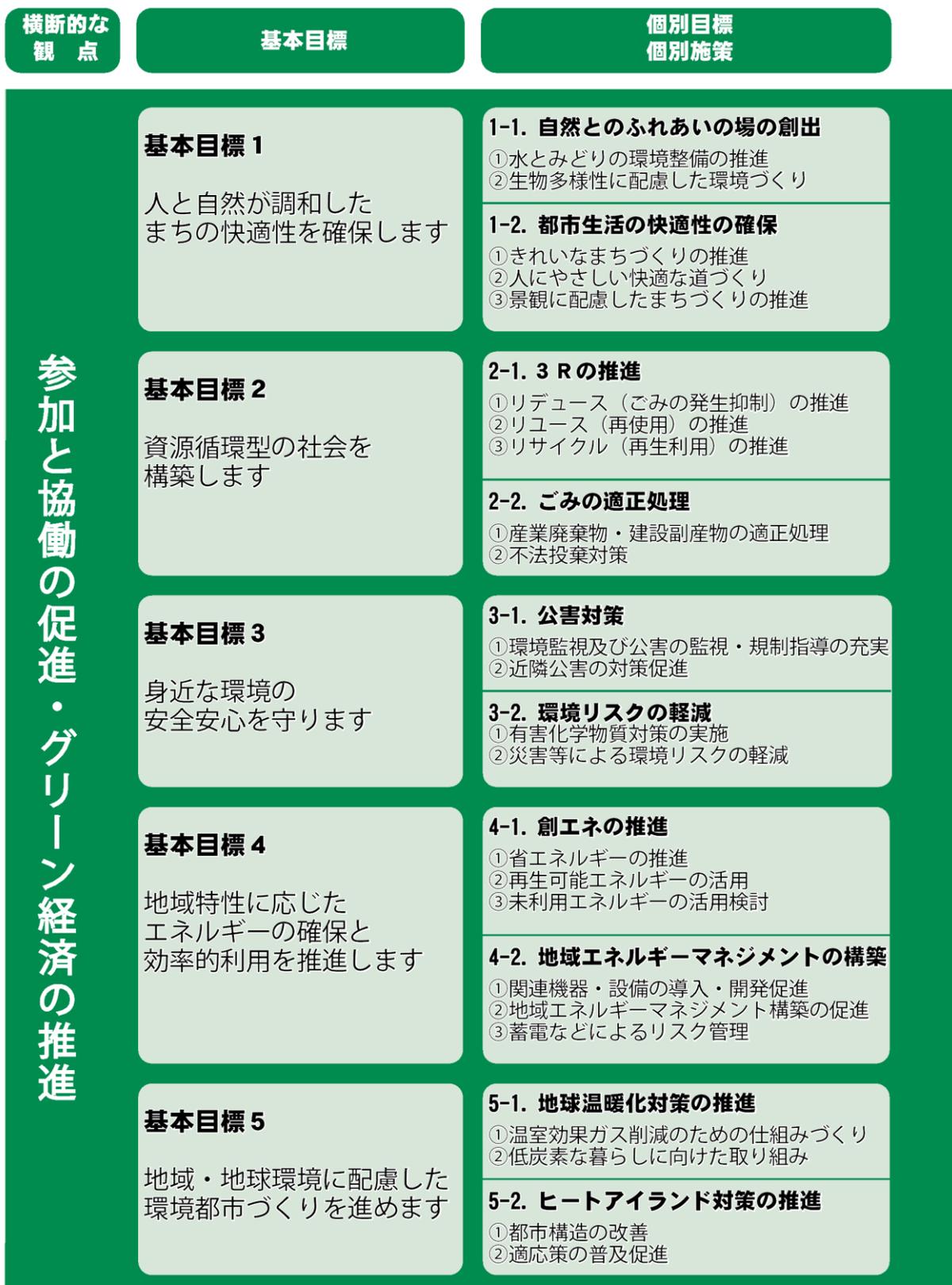
地域資源を活かし、
区民・事業者・区が一体となってつくる
持続可能な環境都市・新宿



2 計画の体系

目指すべき環境都市像の実現に向けて、横断的な観点を土台として、5つの基本目標とそれに基づく個別目標、個別施策を設定します。また、さらに重点的な取り組みを位置づけて施策展開を図っていきます。

図 3-2 計画の体系



重点的な取り組み

主体的な環境活動と ネットワーク化の促進

- 身近な活動促進**
(新宿エコ隊の推進、みどりのカーテン充実)
- 自然の中での活動促進**
(自然や生き物とのふれあい、新宿の森での保全体験への参加)
- 地域の特色ある活動促進**
(まち美化活動の推進、3R活動の推進、「内藤とうがらし」のPR・緑化利用)

環境学習の推進

- 区民・事業者との協働による環境学習の推進**
(出前講座の推進)
- 学校における環境教育の推進**
(環境教育の推進)
- 環境学習の拠点の充実**
(環境学習情報センター等の運営、新宿リサイクル活動センターの建て替え)

スマートコミュニティ の形成

- エネルギー使用状況の見える化とマネジメント**
(一般家庭のスマートメーターの全戸設置・見える化、テナント向け個別メーターの設置・見える化、省エネ診断によるエネルギー対策の促進)
- エネルギー利用の高度化の促進**
(地域冷暖房の高度化と新たな展開検討、高効率コージェネレーションシステム、スマートタンク(蓄熱槽)の導入検討、運輸部門のエネルギーの高度利用化)
- 創エネの推進**
(創エネの参加促進・普及啓発、住宅への太陽光発電システム等の初期段階における補助金導入、事業者への最新情報提供)

3 5つの基本目標

ここでは、計画の対象となる環境分野をもとに、5つの基本目標を設定しました。

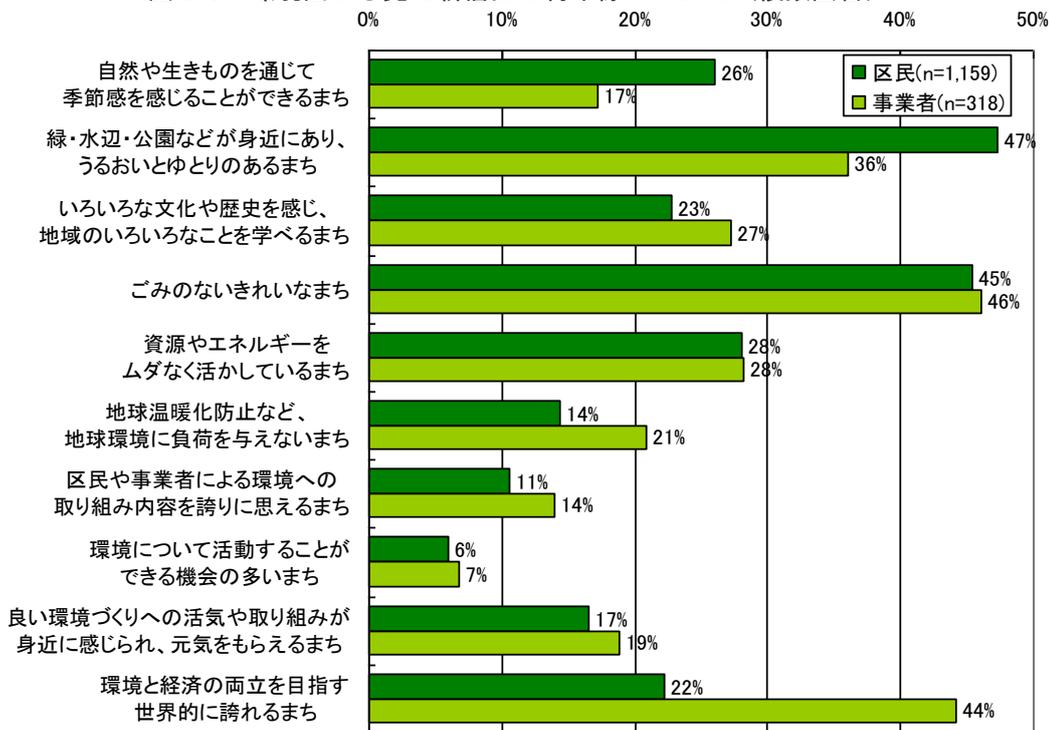
基本目標1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

水辺やみどりの活用、生物多様性への配慮など、自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を創出するとともに、まちの環境美化や良好な景観づくりなど都市生活における快適性を確保することにより、人と自然が調和したまちの快適性を確保していきます。

生物多様性に対する意識が全国的に高まる中、新宿区においても、新宿中央公園や地域のビオトープ、神田川親水テラスなどで、生き物や水辺に親しむ活動が行われ、自然とふれあえる機会も増えています。アンケート結果では、生きものとのふれあいや生物多様性について、「身近な生きものを観察したり、野外に出て自然と積極的にふれあうことが大切」や「子どもの頃から身近な生きものに興味を持てるよう学校で教育を行ってほしい」と考えている人が多くなっています。

また、「新宿区空き缶等の散乱や路上喫煙による被害防止に関する条例」、「新宿区景観まちづくり計画」などに基づき、まちの快適性を高める取り組みも進めています。アンケート結果では、環境面から見た新宿区の将来像として、「緑・水辺・公園などが身近にあり、うるおいとゆとりのあるまち」「ごみのないきれいなまち」が上位に挙げられています。

図 3-3 環境面から見た新宿区の将来像について（複数回答）



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民及び事業者アンケート調査」*

*「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民及び事業者アンケート調査」(実施時期:平成 24 年 7 月)

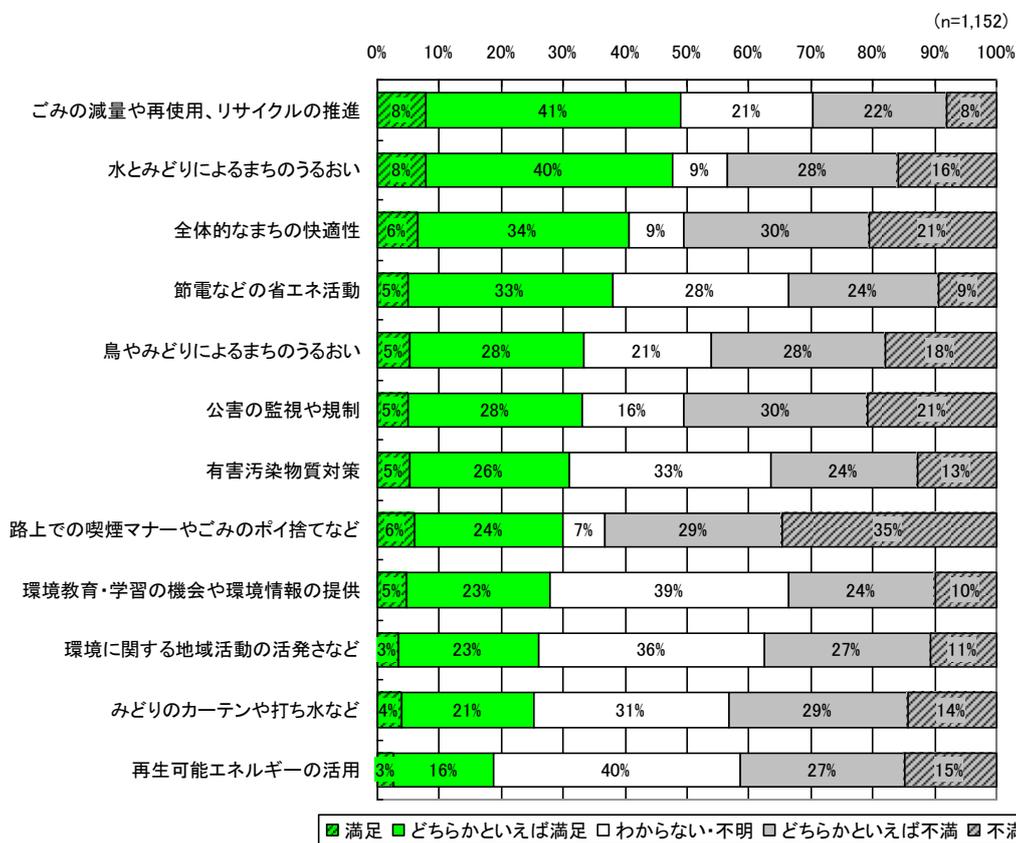
基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

区民や事業者に浸透しつつある3R活動を更に充実させるとともに、産業廃棄物や不法投棄されたごみの適正処理を図るなど、クリーンで安全な資源循環型の社会を構築していきます。

新宿区では、ごみ分別や3R*に関する活動やリサイクル活動センターの事業などにより、ごみの減量化や資源循環が着実に進んでいます。アンケート結果でも、「ごみの減量や再使用、リサイクルの推進」の満足度は比較的高くなっています。

また、排出されたごみについては適正に処理するとともに、路上などに放置される不法投棄ごみについても、区民や警察などと協働しながら対策を進めています。

図 3-4 身近な環境についての満足度



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

* 3R

リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(ごみの再生利用)のことで、これらの順で廃棄物の削減に努めるのがよいとされています。

基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります

大気汚染や水質汚濁などの広域的な公害の改善や、近年増加している騒音や臭気問題などの近隣公害の対策の他、有害汚染物質（VOC やアスベスト、広くは放射能汚染も含む）の適正管理、空き家等の対策など、今後もさらに監視や規制指導を強化し、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境を守っていきます。

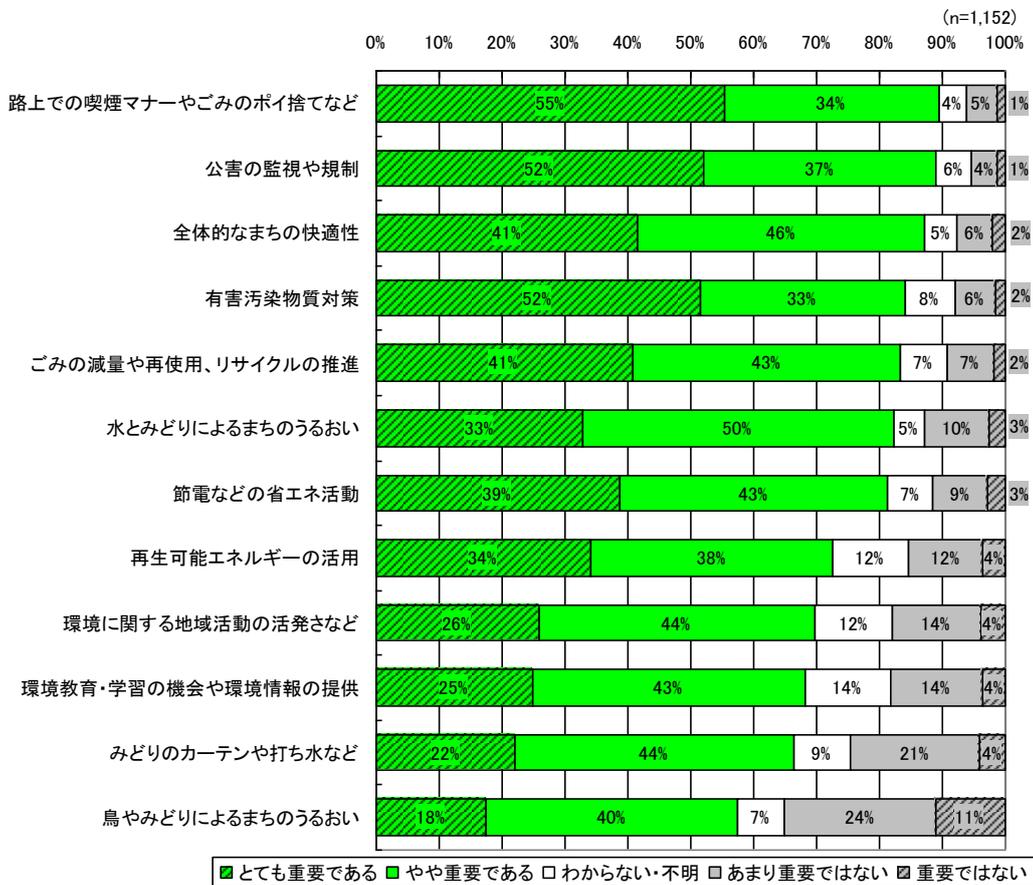
空き家
等文章
追加

新宿区では、大気汚染や水質汚濁といった、広域的な公害については改善傾向を示していますが、建設現場、商店街等からの騒音問題や飲食店からの臭気問題など、都心ならではの問題もあり、加えて近年では住宅地域における飲食店等による夜間騒音問題も多く発生しています。

また、有害化学物質の取り扱いについては、土壌汚染対策を含め事業場に対しての指導や情報公開なども進んでいますが、光化学スモッグの要因とされている揮発性有機化合物（VOC）、アスベスト等の汚染物質の問題が懸念されます。

アンケート結果においても、「公害の監視や規制」「有害汚染物質の対策」に関しては重要であると答えている人が多くなっています。さらに、放射能汚染や空き家等に対する区民不安の解消も新たな課題となっています。

図 3-5 身近な環境についての重要度



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

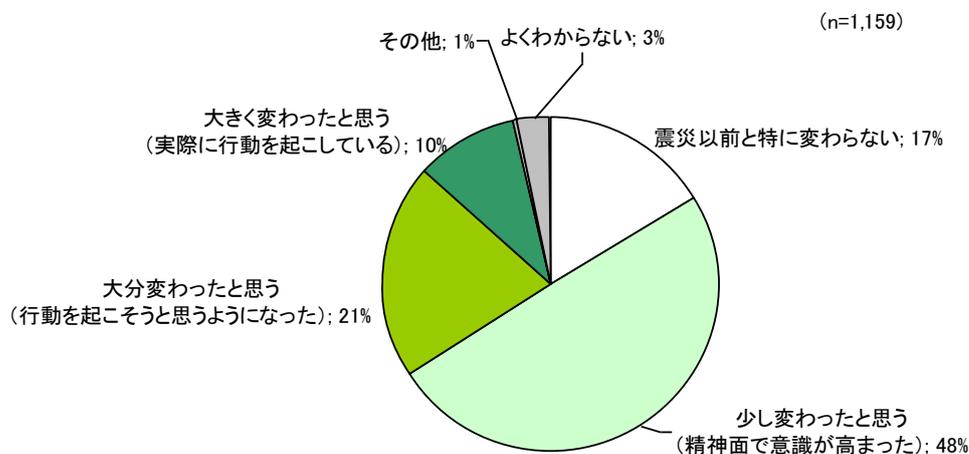
節電などの省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用などによる「創エネ」を実現するとともに、これらのエネルギーと既存の電力の効果的な組み合わせや、スマートコミュニティの形成に向けた地域エネルギーマネジメント構築を促進など、地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進していきます。

東日本大震災での原発事故以降、全国的にエネルギー問題に対する意識が高まっています。アンケート結果では、震災前に比べてエネルギーに対する考えが変わったという回答が約8割近くを占め、新宿区においても区民や事業者の意識が変化をしていることが推察されます。

新宿区は昼夜を問わず多くの人が集まり、多くの企業や商業施設が集積しているため、節電行動など小さな取り組み一つでも多くのエネルギー消費が抑えられ、多大なエネルギーの確保が可能となってきます。

また、学校や事業所などでの太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーを活用したシステムの導入や事業者による新宿副都心における地域冷暖房の導入なども行われ、今後の普及拡大が期待されます。

図3-6 東日本大震災以降のエネルギー問題に対する考えの変化



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

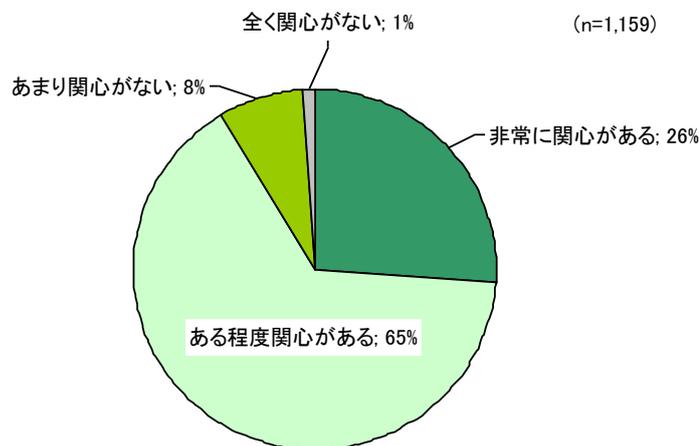
温室効果ガス削減のための仕組みづくりや低炭素な暮らしに向けた取り組みなどにより地球温暖化対策を推進するとともに、ヒートアイランド対策である「緩和策」、「適応策」の適切な組み合わせなど、ハード、ソフトの両面から効果的な対策を推進することにより、地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めていきます。

新宿区では平成 23（2011）年 3 月に地球温暖化対策の実行計画となる『新宿区地球温暖化対策指針』を作成しました。この指針では、地球温暖化対策を効果的に進めるための取り組みを区民、事業者、区の場面ごとで細かく設定し、それぞれで着実に推進しています。

また、国ではヒートアイランド現象対策として、「緩和策」と「適応策」という2つの方法を示しています。「緩和策」とは、人工排熱の低減や舗装を改善するなど、ヒートアイランド現象の原因への直接的な対策です。今後はさらに「風の通り道」を確保するなど都市構造レベルからの改善も求められています。

一方で、「適応策」とは、ヒートアイランド現象がもたらす健康への影響や大気汚染等の影響を可能な限り軽減するもので、熱中症対策やクールビズなど、区民や事業者のちょっとした工夫についても効果が期待されます。

図 3-7 地球温暖化問題についての区民の関心度



資料：「新宿区地球温暖化対策指針策定にかかる区民アンケート調査」
(平成 22 年 6 月実施)

4 横断的な観点

5つの基本目標に対し、「参加と協働の促進」「グリーン経済の推進」の2つを横断的な観点として位置づけ、各基本目標の実現に向けて、着実な取り組みを進めます。

この横断的な観点を土台として取り組みを進める中で、『新宿力』を最大限に発揮することにより、各主体の連携・協働による相乗効果や新たな取り組みへの発展、まちづくりや社会・経済面への展開など、「新宿らしさ」へとつながっていきます。

(1) 参加と協働の促進

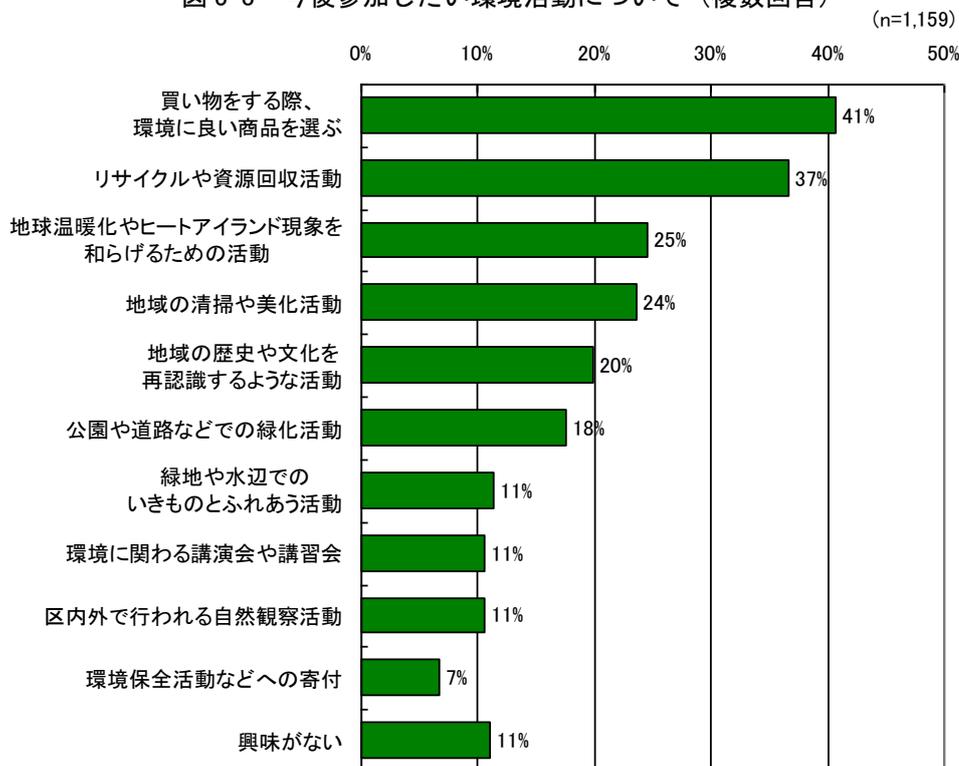
身近な活動を通じて区民・事業者と区が連携・協働し、積極的に環境対策に参加できるように環境教育・学習の展開、環境活動の場の確保などの仕組みづくりを強化し、新宿区に関わる全ての人々の力を持って、よりよい環境を創造していきます。

また、より多くの区民や来街者に、環境に対する意識向上を促すための情報発信を展開していきます。

第一次計画では、基本目標の1番目に「ともに環境を改善する」を掲げ、区民、事業者、区が連携・協働して、新宿の環境を改善する取り組みを進めてきました。

また、アンケート結果では、今後参加したい環境活動について、区民では「買い物をする際、環境に良い商品を選ぶ」や「リサイクルや資源回収活動」といった日常生活において、すぐ取り組める活動への意向が高く、事業者は「新宿打ち水大作戦」や「一斉道路美化清掃活動」など、区民や地域と一体となった活動への参加意向が高くなっています。

図 3-8 今後参加したい環境活動について（複数回答）



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」

(2) グリーン経済の推進

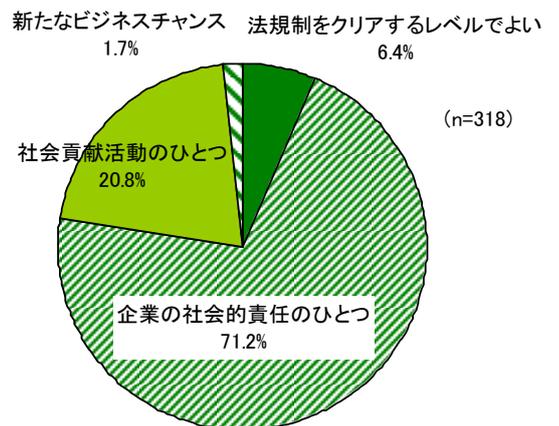
産学官の連携による新たな環境ビジネスの展開や環境配慮型のモデルケースの創出など、今後、新宿区がグリーン経済の先進都市として、環境を守りながら経済も発展する新しい都市モデルとなることを目指します。

新宿区の特徴として、企業や大学などの学術研究機関の集積があげられます。事業者アンケートでは「環境」を「企業の社会的責任の一つ」や「社会貢献活動の一つ」として位置づけている事業所が9割以上を占め、事業活動を行ううえで環境に配慮することは広く認識されています。

一方で、環境に配慮した取り組みを行う上で、「資金不足」や「ノウハウ不足や技術的に困難」といった課題をあげる事業者も多く、その解決策として、「自治体や国との連携」や「同業他社との連携による情報交換や技術研鑽」を求める声も多くなっています。

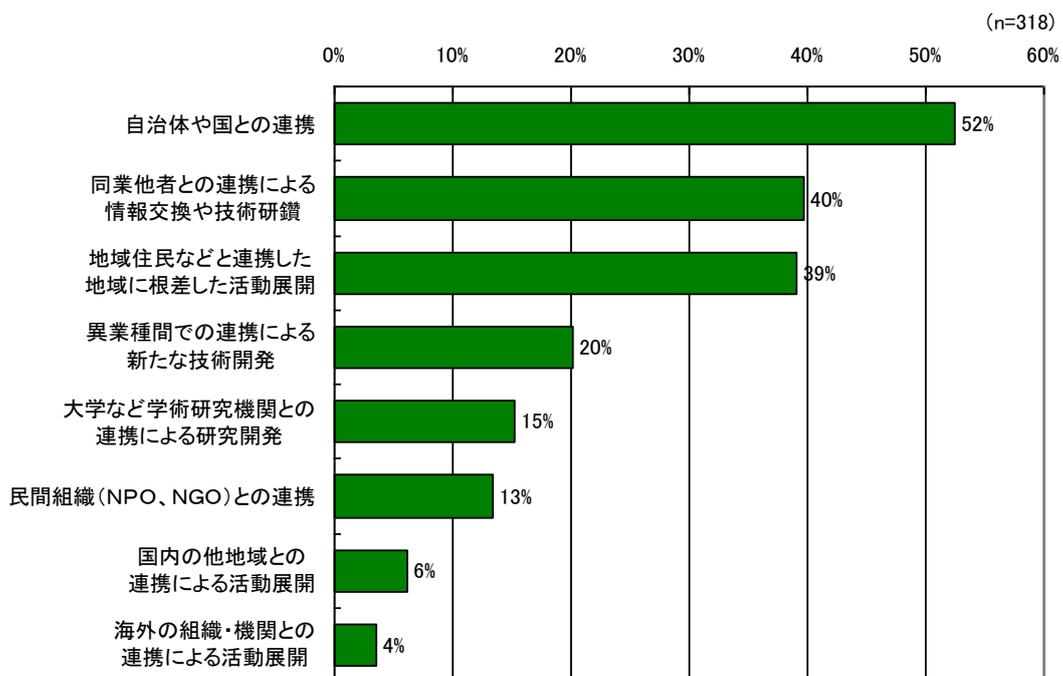
また、環境面から見た新宿区の将来像(図3-3参照)について、「環境と経済の両立を目指す世界的に誇れるまち」とした事業者の割合が高く、今後望まれる環境と経済の関係性が表れていると考えられます。

図3-9 事業活動における環境の位置付け



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる事業者アンケート調査」

図3-10 環境に配慮した取り組みを行ううえでの効果的な連携のあり方(複数回答)



資料：「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる事業者アンケート調査」

第4章 重点的な取り組み

「重点的な取り組み」とは、目指すべき環境都市像実現に向けて、これまでの新宿が蓄積し培ってきた地域のかと、新宿に集まる多種多様な人のもつエネルギーとが創り出す「新宿力」を活用し、今後、新宿区が重点的に取り組んでいく環境施策です。

第4章 重点的な取り組み

1 主体的な環境活動とネットワーク化の促進

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活発化のため個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化を促進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1-1② 生物多様性に配慮した環境づくり | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再利用）の推進 |
| 2-1③ リサイクル（再生利用）の推進 | 4-1① 省エネルギーの推進 |
| 5-1① 温室効果ガス削減のための仕組みづくり | |

【重点的な取り組みの背景と概要】

新宿区では、さまざまな環境活動が区内各地域で活発に行われていますが、中でも「新宿エコ隊」の活動や新宿「みどりのカーテン」プロジェクトの取り組みは、登録者数や活動参加者数が増加傾向にあり、今後一層の活動の広がりが期待できます。また、区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取り組みが行われています。

ここでは、これらの環境活動について、インターネットを活用した情報発信や情報交換、学校など教育機関での展開、活動やイベントなどを通じた世代間交流など、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。

【重点的な取り組みの内容】

○身近な活動促進

「新宿エコ隊」は、WEBサイトの充実により、各種活動状況や結果（個人・地域単位など）を発信し、情報交換機能を高めます。また、学生版「新宿エコ隊」の活動推進や、エコ隊員同士の交流を深め、活動や情報交換の輪を広げるよう努めます。

また、「みどりのカーテン」プロジェクトなどにおいては、高齢者と子どもたちの世代間交流や地域コミュニティの醸成に繋がるよう、さらなる充実を図ります。

新宿エコ隊の推進



みどりのカーテンの充実



ツルレイシのみどりのトンネル

| | | | | | | | |
|---------------|--------------------|---|--------------------|---------------|--------------------|---|--------------------|
| 新宿エコ隊 登録人数 | 現在 (H23) 2,239人 | ➔ | 目標 (H27) 4,000人 | みどりの カーテン数 | 現在 (H23) 1,731枚 | ➔ | 目標 (H27) 2,000枚 |
|---------------|--------------------|---|--------------------|---------------|--------------------|---|--------------------|

○自然の中での活動促進

区内のみどりや河川、ビオトープを活用して自然や生き物とふれあう機会や維持管理活動、また「新宿の森・伊那」(長野県伊那市)「新宿の森・沼田」(群馬県沼田市)「新宿の森・あきる野」(東京都あきる野市)での環境保全体験など区外の自然での活動などへの参加を促進します。

自然や生き物とのふれあい



おとめ山公園での自然観察活動

新宿の森での保全体験への参加



「新宿の森」での森林整備体験

○地域の特徴ある活動促進

区内各地で行われている環境イベントや、地域の美化・清掃活動などにおいて区民、事業者・区の連携を強化し、区民・事業者の自主的に行動しやすい環境を整え、活動の促進を図ります。また、新宿区の伝統作物である「内藤とうがらし」「大久保つつじ」等は、その普及啓発や緑化への利用などを図ります。

まち美化活動の推進



3R 活動の推進



| | | | | | | | |
|---------------|----------|---|----------|------|----------|---|----------|
| ごみゼロデー 参加者 | 現在 (H23) | → | 目標 (H34) | 資源化率 | 現在 (H23) | → | 目標 (H29) |
| | 7,868人 | | 11,000人 | | 21.1% | | 35% |

「内藤とうがらし」等の普及啓発・緑化利用



2 環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するための取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1-1① 水とみどりの環境整備の推進 | 1-2① きれいなまちづくりの推進 |
| 2-1① リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | 2-1② リユース（再使用）の推進 |
| 4-1① 省エネルギーの推進 | 5-1② 低炭素な暮らしに向けた取り組み |

【重点的な取り組みの背景と概要】

新宿区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座など、区民や事業者が自ら学び、実践していく取り組みも活発に行われています。また、毎年「新宿区環境白書」を発行し、新宿区の環境の現状を公表しているほか、「白書を読む会」の開催により区民・事業者の意識向上を促しています。

こうした取り組みにより区民・事業者の環境への意識は向上しており、具体的な活動へ繋がってきている状況にあります。さらに、エコリーダー養成講座の修了生が、今度は講師となり、次の世代の子どもたちの教育を行うなど、新たな展開も見えはじめています。

ここでは、全ての環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、子供からお年寄りまで全ての世代に対する環境学習を推進します。

【重点的な取り組みの内容】

○区民・事業者との協働による環境学習の推進

出前講座の開催などの推進や、エコリーダー養成講座修了生や協力団体、事業者との連携・協働により環境学習を促進します。

エコリーダー養成講座修了式



出前講座の推進



| | | | |
|--------------|--------------------|---|---------------|
| 出前講座 参加者数 | 現在 (H23) 6,165人 | ➔ | 目標 (H34) ➔ |
|--------------|--------------------|---|---------------|

○学校における環境教育の推進

環境白書や区 HP などにより環境情報を発信し、身近な自然や施設などを利用することにより、小・中学校における環境教育を推進します。

環境教育の推進



新宿こども環境シンポジウム



環境学習発表会

| | | | |
|-----------------|----------|---|----------|
| 環境学習発表会 参加者数 | 現在 (H23) | ➔ | 目標 (H27) |
| | 439人 | | 500人 |

○環境学習の拠点の充実

環境学習の展開・実践や環境情報発信の拠点として、環境学習情報センター、リサイクル活動センターを適切に運営します。また、新宿リサイクル活動センターは機能充実を図るため、平成 25 年 11 月に開設予定です。

新宿リサイクル活動センターの建て替え



新宿リサイクル活動センター(完成予想図)

環境学習情報センター等の運営



| | | | |
|---------------------------|----------|---|----------|
| 環境学習情報セン ターの年間利用者 数 | 現在 (H23) | ➔ | 目標 (H34) |
| | 41,246人 | | ➔ |

3 スマートコミュニティの形成

『新宿力』のひとつである集積の力を活用するとともに、将来的なグリーン経済の発展を見据えスマートコミュニティの形成を図る取り組みです。

(対応する個別施策)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 4-1① 省エネルギーの推進 | 4-1② 再生可能エネルギーの活用 |
| 4-1③ 未利用エネルギーの活用検討 | 4-2① 関連機器・設備の導入・開発促進 |
| 4-2② 地域エネルギーマネジメントの構築の促進 | 4-2③ 蓄電などによるリスク管理 |
| 5-2① 都市構造の改善 | |

【重点的な取り組みの背景と概要】

人やモノが多く集積するということは、小さな努力、小さな取り組みでも多大な効果を生むことが可能です。多くのビルや商業施設、事業所が集まり、多くの人を訪れる新宿区には、その力を活かす大きなポテンシャルがあるといえます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した機器や蓄電設備に関する区民や事業者の関心も高く、すでに導入されている新都心での地域冷暖房の高度化をはじめとして、地域全体での取り組みも期待されます。

このように、将来的なグリーン経済の展開を見据え、区民・事業者が、エネルギー使用に関しての見える化やネットワーク化を図ることにより、単なる消費者の立場からエネルギーマネジメントする立場へと進み、区はこれらを促進するための情報提供や環境を整備することで、スマートコミュニティの形成を推進します。

【重点的な取り組みの内容】

○エネルギー使用状況の見える化とマネジメント

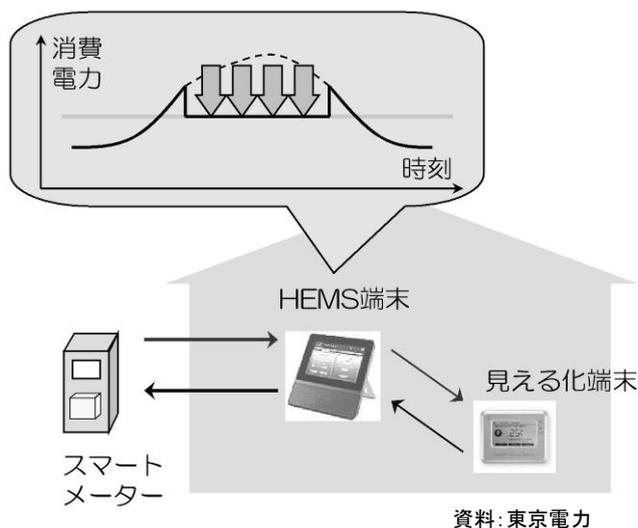
多くの家庭・事業所が節電をすることにより、エネルギー消費が抑制され、多大な効果を生むことができます。また同時に、ビルやマンションなど、建物全体のエネルギー消費を減らす工夫を施すことにより、CO₂発生量を抑制するという効果も得られます。

ここでは、節電をより効果的に進めるアイテムとしての「スマートメーター」を活用したエネルギーの「見える化」を足がかりとして、ビル全体のエネルギー対策の促進など、将来的なスマートコミュニティ形成のための第1歩となる創エネを促進します。

一般家庭のスマートメーター
一全戸設置、見える化

テナント向け個別メーター
の設置・見える化

省エネ診断によるエネルギー
対策の促進



事業者の省エネ診断の様子

| | | | |
|-----------|----------------|---|-----------------------|
| 省エネ診断実施件数 | 現在 (H23) 7件 | ➔ | 目標 (H25~27) 90件 |
|-----------|----------------|---|-----------------------|

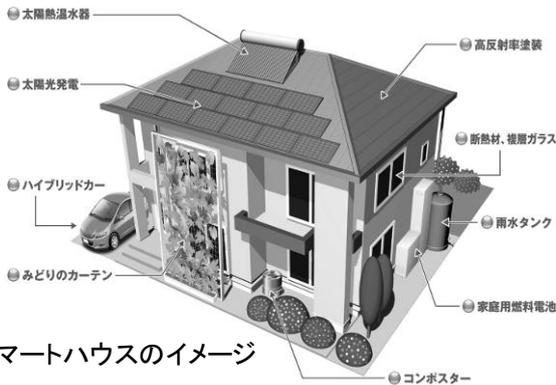
○エネルギー利用の高度化の促進

スマートハウス化など各家庭や事業所、ビル毎の点的な対策のほかに、すでに導入されている地域冷暖房の高度化を支援するとともに、高効率コージェネレーションシステムや運輸部門のエネルギーの高度利用化などを進め、さらに、複数のプラント、需要家間の連携と最適制御により、地域全体での省エネ、低炭素化を実現するスマートエネルギーネットワークの構築を支援します。

地域冷暖房の高度化と 新たな展開検討

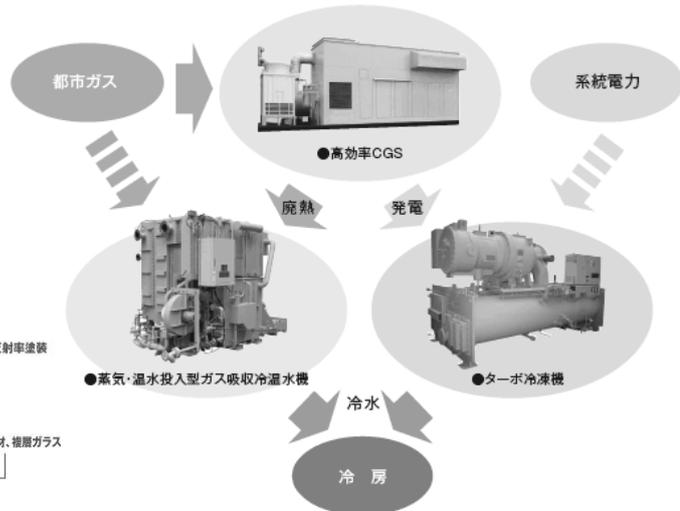


新宿副都心の地域冷暖房設備



スマートハウスのイメージ

高効率コージェネレーションシステム の導入検討



資料：東京ガス

| | | | |
|-------------|-----------------|---|-----------------|
| 地域冷暖房の高度化件数 | 現在 (H24) 1カ所 | → | 目標 (H34) 2カ所 |
|-------------|-----------------|---|-----------------|

○創エネの推進

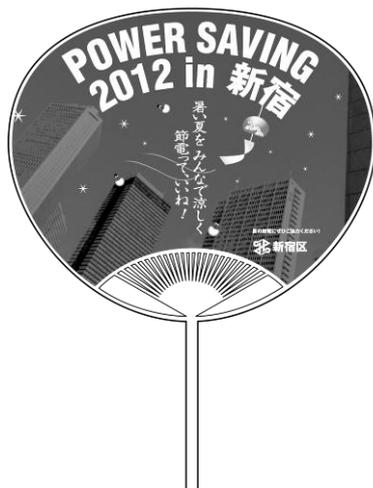
ここでは、節電をはじめ、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用などによる創エネについても、機器の導入など個別の取り組み以外に、区民・事業者・区などが一体となって創エネに取り組める仕組みづくりを検討していきます。

また、事業者への「省エネ診断」等の省エネ支援や情報の提供などの普及啓発を図ります。

創エネの参加促進・
普及啓発

住宅への太陽光発電システム等
の初期段階における補助金導入

事業者への
最新情報提供



子ども総合センターの太陽光発電施設(20KW)

数値修正

| | | | |
|--------------------|-----------------|---|------------------|
| 省エネナビ等 貸出件数(年間) | 現在 (H24) 70件 | → | 目標 (H29) 500件 |
|--------------------|-----------------|---|------------------|

第5章 個別施策と各主体の取り組み

ここでは、参加・協働のあり方やグリーン経済の推進といった横断的な観点を土台とした5つの基本目標ごとの個別施策に関わる区民や事業者など各主体の取り組みを示します。

第5章 個別施策と各主体の取り組み

基本目標 1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

1-1. 自然とのふれあいの場の創出

ここでは、水辺やみどりを活用するとともに、生物多様性に配慮しつつ、都市生活における自然との関わりを意識しながら、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を創出します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|------------------|--|---|
| ①水とみどりの環境整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な自然を大切にするなど、みどりの保全に努める。 ○公園サポーターへの登録など、公園や学校でのビオトープの維持や管理運営に関わるよう努める。 ○「神田川ファンクラブ」など川に親しむ活動への参加に努める。 ○「神田川親水テラス」の一般開放に参加し、河川や水生生物とのふれあいを体験するよう努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の自然を大切にするなど、みどりの保全に関する意識向上に努める。 ○水辺などでのイベントや活動などに参画・参加する。 |
| ②生物多様性に配慮した環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ビオトープに生息する生き物を見守り観察するよう努める。 ○庭やベランダなど身近な場所に、生き物の生息環境を創出する工夫や配慮に努める。 ○ペットなどの生き物を最後まで責任を持って育てる。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系を乱さないようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地や屋上などに、生き物の生息環境を創出する工夫や配慮に努める。 ○区や区民等との協働事業や自然学習会などに参画・参加する。 ○外来生物の取り扱いに注意するなど、地域の生態系を乱さないようにする。 |

※区 民：区民（住民、来街者）、地域組織（町会・自治会等）、活動団体（NPO等）、児童・生徒
 事業者：事業者、商店会・商工会議所、エコ事業者連絡会*、大学等

* エコ事業者連絡会

区と事業者が協力し、地球環境の保全について取り組む会であり、区と事業者及び事業者同士の情報交換の場となっています。会の企画・運営は、区と事業者の方々に調整を行っており、年三回の事例発表の他、環境保全に関する見学会なども行なっています。

区

- ①-1 親水施設や河川公園などを整備するなどの充実に取り組む。
- ①-2 「神田川親水テラス」や「神田川ふれあいコーナー」などを活用して、区民が水辺環境や水生生物とふれあう機会と環境学習の場を提供する。
- ①-3 「みどりの基本計画」の着実な推進を図り、みどりの保全を図る。
- ①-4 保護樹木、保護樹林などを指定し、助成等を通じて民有地のみどりの保全に努める。
- ①-5 民間施設の屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進に努める。
- ①-6 区有施設において様々な手法により整備した多様なみどりを保全し、新宿ならではの特色あるみどりをつくる。
- ①-7 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。

<担当課> ①-1~5,7 (*みどり公園課)、①-2,5~6,7 (全課・教育委員会)

- ②-1 小学校や公共施設に整備したピオトープを適切な状態に維持管理し、児童や区民の参加と活用を促進する。
- ②-2 地域拠点ピオトープを活用して、区民が自然や生き物とふれあう機会の創出を図る。
- ②-3 区立公園や公共施設の新設や改修の機会をとらえ、生き物の生息に配慮した整備を行う。
- ②-4 おとめ山公園及び隣接する公務員宿舍の跡地等をあわせて「区民ふれあいの森」として整備し、区民が自然とふれあう場を提供する。
- ②-5 関係部署が連携して、子どもを対象とした自然や生き物に関する環境学習会や講座等を開催する。
- ②-6 歴史と文化にゆかりのあるみどりの情報を収集し、区民等に発信する。
- ②-7 みどりの必要性や大切さを、広報やホームページを活用して区民等に伝える。
- ②-8 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。
- ②-9 新宿区の伝統作物である内藤とうがらし、大久保つつじや早稲田のみょうが等の普及啓発を図る。

<担当課> ②-1~8 (*みどり公園課)、②-1~2, 4~9 (全課・教育委員会)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|------------------------|-----------------|----------|----|
| 神田川親水テラスの年間利用者数(一般開放時) | 659人 (H23) | 1,000人 | |
| 神田川生き物実態調査における確認種数 | 10科21種 (H23) | → | |

基本目標 1：人と自然が調和したまちの快適性を確保します

1-2. 都市生活の快適性の確保

ここでは、多くの人が生息し、また様々な活動が行われる新宿区として、まちの環境美化や良好な景観づくりなどにより、都市生活における快適性を確保します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|------------------|---|--|
| ①きれいなまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○区民はごみのポイ捨てや路上喫煙をしない。 ○日頃から自宅前などの道路は自ら清掃するように努める。 ○町会など地域組織はまち地域の美化活動を定期的に行い、自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。 ○町会など地域組織は路上喫煙禁止の周知・啓発活動を地域の路上喫煙協力員と協力して行う。 ○区や地域組織が実施するまち美化への取り組みや清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に参加する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○従業員が事業活動の中でごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知徹底を図る。 ○日頃から事業所前などの道路は自ら清掃するように努める。 ○事業所周辺の美化活動を定期的に行うなど自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。 ○区や地域組織が実施するまち美化への取り組みや清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に協力する。 |
| ②人にやさしい快適な道づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自転車利用に配慮した施設の整備に努める。 |
| ③景観に配慮したまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○景観まちづくりに関する理解を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「景観まちづくり計画」を遵守するなど、区の景観まちづくりに協力する。 |

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 全ての主体が協働で「春のごみゼロデー、秋のごみゼロ運動、年末クリーン大作戦、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」等を継続的に実施する。
- ①-2 ポスターや路面タイル、標識などを作成、掲出・設置するなどにより「ポイ捨て禁止・路上喫煙禁止」の周知・啓発を図る。
- ①-3 美化推進重点地区における美化を推進するため、対象地域の道路を清掃する。
- ①-4 美化推進重点地区の美化推進を図る。
- ①-5 新宿区も歌舞伎町の一事業者として、職員や商店会、事業者、ボランティアなどと協働で「歌舞伎町クリーン作戦」を毎週実施する。
- ①-6 路上喫煙禁止の実効性を補うため、路上喫煙禁止パトロールを実施する。
- ①-7 「喫煙スポット及びその周辺」の環境の改善を図る。
- ①-8 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。

<担当課> ①-1~8 (*生活環境課) ①-1, 3, 5 (全課・教育委員会)

- ②-1 広幅の歩道や自転車専用道など、歩行者や自転車利用者に配慮した道づくりを行う。
- ②-2 路上不法占用物件や放置自転車など、歩行者や自転車等の通行の妨げとなる要因を取り除く。

<担当課> ②-1 (*交通対策課、*道路課)、②-2 (*交通対策課)

- ③-1 「景観まちづくり計画」の着実な運用を図り、景観に配慮したまちづくりを推進する。
- ③-2 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。

<担当課> ③-1~2 (*景観と地区計画課)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|-------------------------|------------------------------|---|----|
| 〇ごみゼロデー年間参加者数 (春・秋の合計) | 7,868 人 (418 団体) (H23) | 10,000 人 (450 団体) | |
| 〇路上喫煙率 (生活道路調査 30 ヲ所平均) | 0.91% (H24) | 0.5% | |
| 〇まちの快適性の満足度 (*アンケート) | 40.9% (H24) |  | |

※まちの快適性の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「まち並みの美しさや環境に配慮した開発など、全体的なまちの快適性」についての満足度(「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた)の割合

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

2-1. 3Rの推進

ここでは、従来から進められてきた3R活動をさらに充実させ、今後も引き続き資源循環型社会の構築に向けた取り組みを着実に進めます。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|--------------------|--|---|
| ①リデュース（ごみの発生抑制）の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○製品購入時の製品の選択、過剰包装や不用なレジ袋の辞退、日常生活の中の無駄の見直しなど、環境負荷をできるだけ少なくするライフスタイルに変えていく。 ○新宿エコ自慢ポイントに登録し、リデュース（レジ袋等の辞退）活動を行う。 ○家庭の生ごみの減量に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの出にくい製品やリサイクルしやすい製品の開発、包装類の見直しなど、生産者責任を念頭に置いた事業を行う。 ○商品包装の簡素化に努める。 ○廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の作成を行う。 ○新宿区3R推進協議会に参画するとともに、「3R推進行動計画書」を作成し実践する。 |
| ②リユース（再使用）の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○繰り返し使えるリターナブルびん（牛乳瓶、ビールびんなど）の商品を購入する。 ○リサイクル活動センターや新宿清掃事務所が主催する環境学習や取り組みに参加する。 ○リサイクル活動センター内にある「もいちど倶楽部」やリユース家具の展示販売を利用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○リターナブルびんを使用した商品の開発、販売を行う。 ○自己処理責任において、民間回収業者への引き渡しなど資源回収に積極的に取り組む。 |
| ③リサイクル（再生利用）の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○区が行う分別回収や地域住民で構成された集団回収実践団体への参加などにより、資源回収ルートを積極的に利用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自らの責任において資源回収業者に引き渡す。 |

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 区民、事業者及び区による意見交換の場として「新宿区3R推進協議会」を運営し、相互に理解を深めながら、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取り組みを推進する。
- ①-2 事業者に協力を呼びかけるとともに、区民への出前講座などの環境学習を推進する。
- ①-3 事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入指導の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導する。
- ①-4 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。
- ①-5 段ボールコンポストの紹介など、生ごみの堆肥化を推進する。

<担当課> ①-1~5 (*生活環境課、*新宿清掃事務所) ①-2 (全課・教育委員会)

- ②-1 リサイクル活動センターの整備・充実を図る。
- ②-2 リサイクル活動センターの「もいちど倶楽部」において、日用品などのリユースを推進する。

<担当課> ②-1~2 (*環境対策課)

- ③-1 集団回収、古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチックなどの資源回収を推進し、資源化率の向上に努める。
- ③-2 金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみに含まれる金属等の資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図る。
- ③-3 地域住民が自主的に行う集団回収の推進のため、リサイクル活動団体への支援を実施する。

<担当課> ③-1~3 (*生活環境課、*新宿清掃事務所、全課・教育委員会)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|--|----------------|---------------|-------------------------|
| ○区民一人1日当たりの区収集ごみ量 | 659g (H23) | 433g (H29) | 目標年次(H29)は、新宿区総合計画の成果指標 |
| ○資源化率 | 21.1% (H23) | 35% (H29) | 目標年次(H29)は、新宿区総合計画の成果指標 |
| ○買い物の際、レジ袋を断る方が多いまたは、ほとんど受け取らない人の割合(区政モニターアンケート) | 30.6% (H23) | 50% (H27) | 目標年次(H29)は、新宿区第二次実行計画目標 |

※区民一人1日当たりの区収集ごみ量＝年間区収集ごみ量／人口(1月1日現在)／365日

※資源化率＝資源回収量／(区が収集するごみ量＋資源回収量)

基本目標 2：資源循環型の社会を構築します

2-2. ごみの適正処理

ここでは、資源循環の環に入らず発生してしまう産業廃棄物や不法投棄されたごみに対して、クリーンで安全な環境を守るために適正処理を図ります。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|-------------------|--|--|
| ①産業廃棄物・建設副産物の適正処理 | ○環境対策に基づき、発注した通りに事業者が履行しているか確認・監視に努める。 | ○発生材の現場利用や再資源化の積極的な活用に努め、適正処理に対する自己責任を徹底する。 |
| ②不法投棄対策 | ○不法投棄は犯罪行為であり、住環境悪化の一因ともなることから、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりの取り組みに努める。(区民パトロール) | ○排出した廃棄物が不法投棄の原因とならないよう、最終処分までの処理過程を把握するよう努める。 |

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 工事に際しては、環境影響に配慮し、廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者に対しては、適正処理の監督強化及び再資源化の促進を図る。
- ①-2 建築物の解体、新築工事等において建設リサイクル法による届け出を徹底させることで再資源化等の促進及び廃棄物の適正な処理を図る。

<担当課> ①-1 (*施設課、*みどり公園課、*道路課) ①-2 (*建築指導課)

- ②-1 不適正排出集積所への指導強化として、警告シールの貼付、看板の掲示、周辺への注意ビラの配布等により、再発防止に取り組む。不法投棄が頻発する集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を行うとともに、悪質なケースは警察への告発も見据えて厳しく対応する。
- ②-2 道路における不法投棄については、警告シールの貼付や看板の掲示などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、パトロールを強化する。
- ②-3 公園内における不法投棄については、警告シールの貼付や看板の掲示などにより再発防止に取り組む。また、不法投棄が再発する箇所については、職員が重点的に巡回し指導を行うとともに、維持修繕の中で物理的に不法投棄をしにくくするなどの対応を行う。

<担当課> ②-1 (*新宿清掃事務所)、②-2 (*交通対策課)、②-3 (*みどり公園課)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|---------------------------|------|----------|----|
| 〇区発注工事における特定建設資材廃棄物の再資源化率 | 100% | 100% | |

※「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 19 年 4 月)では、平成 27 年度までに建設副産物の再資源化率を 99%以上にするとしており、区においてもこの目標を踏襲します。なお、再資源化率とは、工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの百分率をいいます。

基本目標 3：身近な環境の安全安心を守ります

3-1. 公害対策

ここでは、大気汚染や水質汚濁など広域的な公害の改善を図るとともに、近年増加している騒音や臭気問題など近隣公害に対して適切な対策を講じます。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|-----------------------|---|---|
| ① 環境監視及び公害の監視・規制指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する知識を持ち、周辺環境への関心を高めるよう努める。 ○光化学スモッグ等への対応に注意する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業活動が環境に及ぼす影響を考慮し、環境に配慮した事業活動を行う。 ○光化学スモッグ等への対応に注意する。 |
| ② 近隣公害の対策促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から生活する上で発生する音や臭いなどは近隣へ配慮し、相互に譲歩、協調に努める。建設工事等や店舗等、事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域での調和を図りながら、抑止効果を高めることで、問題の解決に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ビル所有者や、工事業者・店舗など事業者は、騒音問題や、臭気問題に関し、地域との繋がりを重視し、近隣へ配慮した事業活動を行う。 |

文言整理

担当課の*印は主管課

区

- ① 大気・水質・騒音等、各種汚染状況等を的確に把握し、環境基準等の適合状況を評価するとともに、評価結果に関する情報提供と汚染等防止対策の監視・規制指導を行う。

<担当課> ① (*環境対策課・*生活環境課)

- ② 良好な環境維持のため、建設現場、商店街等における騒音や飲食店等からの悪臭などについて、監視体制を強化するとともに、規制指導を行う。

<担当課> ② (*生活環境課)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|---------------------|----------------|---|----|
| ○環境基準 100%達成 (各年調査) | 大気及び騒音の一部を除き適合 | 100%達成 | |
| ○苦情処理の対応満足度 (各年集計) | 69% (H23) |  | |

基本目標3：身近な環境の安全安心を守ります

3-2. 環境リスクの軽減

ここでは、有害汚染物質（VOC やアスベスト、広くは放射能汚染も含む）に関して、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、万一の災害時を考慮したリスク軽減対策を推進します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|-----------------|--|--|
| ①有害化学物質対策の実施 | ○事業者・区が公表する化学物質の排出状況に関心を持つて的確に判断するよう努める。 | ○事業所で使用する化学物質を適正に管理し、環境への排出量の低減に努める。 |
| ②災害等による環境リスクの軽減 | ○放射能やアスベストなどについての正確な知識や情報の収集に努める。 ○日頃よりコミュニケーションを円滑にし、良好な近隣関係を築くと共に、空き家等によるリスク低減に向けて地域の対応力を高める。 | ○災害時に備え、アスベストの除去等飛散防止対策等に努める。 ○空き家等によるリスクの発生を抑制し、建物等を適正に管理すると共に、速やかな解消に努める。 |

空き家等追記

担当課の*印は主管課

区

- ①-1 事業所における化学物質（揮発性有機化合物（VOC）など）の排出状況を把握し、事業所に対し適正な管理を指導するとともに、把握したデータを区民等にわかりやすく情報提供する。
- ①-2 工場・指定作業場の廃止時等における、土壌汚染対策の適切な助言・指導を行うとともに、土壌汚染対策に関する情報の提供を行う。
- ①-3 道路や橋梁等付帯構造物や建物を塗装する際や公共施設の建設等の際、光化学スモッグ等の原因物質のひとつになる揮発性有機化合物（VOC）の含有量の少ない低VOC塗料や低公害の建材を使用するなど、大気汚染防止等を図る。

<担当課> ①-1~2（*生活環境課）、①-3（*道路課、*施設課）、

- ②-1 アスベスト除去等工事において、アスベスト飛散防止対策状況の検査や工事業者への助言・指導を行う。
- ②-2 民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト除去等工事の際に啓発・助成を行う。
- ②-3 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対応し、区有施設等の空間放射線量測定や測定器の貸出しを行う。
- ②-4 地域防災計画等に基づき、有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を図る。
- ②-5 放射能汚染に対応し、空間放射線量定期測定を行う。
- ②-6 放射性物質検査機器を導入し、区内の保育施設・小中学校等の給食（調理済みの食品）について、放射性物質のスクリーニング検査を行う。
- ②-7 空き家等について、所有者等への助言や指導を通して災害等によるリスクを低減して近隣住民の不安解消を図る。

<担当課> ②-1（*生活環境課）、②-2（*建築指導課）②-3（*生活環境課）、

②-4（*危機管理課）、②-5（*環境対策課）、②-6（*衛生課）、②-7（*生活環境課 全課）

空き家追記

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|----------------------------|------------------|---|-------------------------|
| ○有害汚染物質対策の満足度（アンケート） | 31.2% (H24.6) |  | |
| ○吹付けアスベスト除去等工事の補助金助成件数（年間） | 4件 (H23) | 15件 (H27) | 目標年次(H27)は、新宿区第二次実行計画目標 |

※有害汚染物質対策の満足度は、「新宿区第二次環境基本計画策定にかかる区民アンケート調査」の「(設問) あなたの身近な環境について」のうち、「有害汚染物質(有害化学物質、放射能等)対策」についての満足度(「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた)の割合

基本目標4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-1. 創エネの推進

ここでは、新宿区の特長である人やモノの集積を活かし、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー、未利用エネルギー*の活用などにより、大きな取り組み効果が期待される「創エネ」を着実に推進します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|----------------|--|---|
| ①省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○電力の見える化を導入するなど、日常生活を省エネスタイルにするよう努める。 ○LED照明や省エネ型の家電製品を購入するよう努める。 ○新宿エコ隊に登録し、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー診断を活用するなど事業所の省エネ化を推進する。 ○LED照明や省エネ型のOA機器の導入を図る。 ○新宿エコ隊への登録やエコ事業者連絡会への参加などにより、積極的な省エネ活動や情報収集に努める。 |
| ②再生可能エネルギーの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システム、ヒートポンプ給湯器等の導入に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システム、ヒートポンプ給湯器等の導入に努める。 |
| ③未利用エネルギーの活用検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○未利用エネルギーに関する情報収集などにより関心を持つよう努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○都市排熱、下水道熱等の調査・検討を行う。 |

*未利用エネルギーには、「生活排水や中・下水の熱」「清掃工場の排熱」「超高圧地中送電線からの排熱」「変電所の排熱」「河川水・海水の熱」「工場の排熱」「地下鉄や地下街の冷暖房排熱」「雪氷熱」「地中熱」「地下水熱」等があります。

区

- ①-1 身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、「新宿エコ隊」の登録数を増やし、「みどりのカーテン」の普及、「新宿打ち水大作戦」などの事業を実施する。
- ①-2 省エネ、節電行動を実践する。
- ①-3 省エネナビ等の貸し出しをして、エネルギー消費量の見える化を図る。
- ①-4 区有施設への省エネ機器の導入の他、エネルギー消費量の見える化を図る。
- ①-5 事業者の省エネ行動を促進するため、省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得助成等、中小事業者向けの各種事業を実施し、普及啓発に努める。
- ①-6 一定規模以上の新築・増改築修繕を行う建築物について、省エネルギー措置の実施を指導する。
- ①-7 商店会等が実施する、商店街路灯のLED街路灯への設置・切替や、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置・切替等の商店街における環境対策への取組みに対し、必要な費用について助成を行い、支援する。
- ①-8 街路灯をエネルギー効率の良い省エネタイプ機器への改修、効果的位置への配慮をしていく。
- ①-9 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。
- ①-10 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。
 <担当課>①-1~5,9(*環境対策課)、①-6(*建築指導課)①-7(*産業振興課)
 ①-8(*道路課)(施設を有する各課・教育委員会)

- ②-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。
- ②-2 住宅用再生可能エネルギー機器等の導入について、経費の一部を補助するなどの推進を図っていく。
- ②-3 事業者用太陽光発電システムの導入について、経費の一部を補助するなどの推進を図っていく。
 <担当課> ②-1~3(*環境対策課)、②-1(*施設課、施設を有する各課・教育委員会)

- ③-1 区有施設や学校への都市排熱、下水道熱等の情報提供を図る。
- ③-2 学校などで清掃工場の排熱発電による電力購入・利用の促進を図る。
 <担当課> ③-1~2(*環境対策課、*施設を有する各課・教育委員会)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|------------------------------------|--------------|----------------------|------------------------------|
| ○省エネナビ等貸出件数 (年間) | 55件 | 500件 (H25~29累計) | |
| AO省エネルギー診断実施事業者数 | 7件 (H23) | 90件 (H25~27累計) | 目標年次(H25~27累計)は、新宿区第二次実行計画目標 |
| ○街路灯のLED化基数 | 33基 (H23) | 3,200基 (H25~34累計) | |
| ○区有施設への太陽光発電設備機器(10KW程度以上)の設置数(累計) | 6施設 | 15施設 | |

基本目標 4：地域特性に応じたエネルギーの確保と効率的利用を推進します

4-2. 地域エネルギーマネジメント構築の促進

ここでは、全国的にスマートコミュニティの形成に向けた動きが活発化していることを踏まえ、関連機器や設備の導入などにより新宿区における地域エネルギーマネジメント構築を促進します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|----------------------|--|---|
| ①関連機器・設備の導入・開発促進 | ○スマートメーターから得られる情報（エネルギー消費の見える化）をうまく活用したライフスタイルを身につける。 | ○電力事業者によるスマートメーターや個別メーターの設置及び <u>それらから得られる情報(エネルギーデータ)</u> の活用を図る。 |
| ②地域エネルギーマネジメントの構築の促進 | ○スマートコミュニティなどについての情報収集などにより意識を高める。 ○HEMS(ホームエネルギー管理システム)の導入等によりエネルギー使用量の削減に努める。 | ○地域エネルギーマネジメントの構築に向けた機器やシステムなどの研究開発を行う。 ○BEMS(建物ビルや工場へのエネルギー管理システム)等の導入等によりエネルギー使用量の削減を進める。 ○電力デマンド監視システムの設置に努める。 |
| ③蓄電などによるリスク管理 | ○電気自動車の災害時補助の活用システムの導入に努める。 ○家庭用蓄電池などの機器の導入に努める。 | ○自家発電システムや廃熱利用も含むコージェネレーションシステムの導入などを推進する。 |

担当課の*印は主管課

区

① 国の施策で設置するスマートメーターの有効活用（見える化）の普及啓発を図る。

<担当課> ①（*環境対策課）

②-1 地域冷暖房の高度化を促進する。

②-2 スマートコミュニティ、スマートシティなど高効率エネルギー利用に対応した都市構造の形成を図る。

②-3 スマートハウス等建築物の省エネ型への普及啓発

<担当課> ②-1~3（*環境対策課、*都市計画課）

③ 再生可能エネルギーの導入や自家発電により、地域分散型エネルギーの確保に努める。

<担当課> ③（*環境対策課）

| 環境指標 | 現状 | 目標（H34） | 備考 |
|------------------|----|---------|----|
| スマートメーターの設置(家庭用) | — | 100% | |
| 電力デマンド監視システムの設置 | — | 100件 | |

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

5-1. 地球温暖化対策の推進

ここでは、これまで「新宿区地球温暖化対策指針」に基づき進めてきた対策を踏まえ、温室効果ガス削減のための仕組みづくりや低炭素な暮らしに向けた取り組みにより、地球温暖化対策を推進します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|----------------------|--|--|
| ① 温室効果ガス削減のための仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない機器を使用する。 ○「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○CO₂の排出が少ない事業活動を行う。 ○「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加する。 |
| ② 低炭素な暮らしに向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道などの公共交通や自転車を利用する。 ○エコカー（電気自動車・ハイブリッド車など）に買い替えに努める。 ○マイカーの使用を控え、公共交通機関を利用するなど自動車利用に関するルールを守り、車社会のあり方や低公害車について理解を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○通勤・出張は公共交通を利用する他、短い距離の移動は自転車を利用する。 ○エコカー（電気自動車・ハイブリッド車など）に買い替えに努める。 ○事業用車両の使用にあたっては、アイドリングストップの徹底を図るとともに、共同輸配送システム、物流システムを検討し、効率的な自動車利用を図る。 ○各種自動車利用に関する規制を遵守する。 |

区

- ①-1 区有施設や学校への太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱給湯システムの導入を図る。(再掲)
- ①-2 伊那市、沼田市、あきる野市の「新宿の森」での間伐等活動や森林保全を支援し、カーボン・オフセットによる区内のCO₂削減を推進する。
- ①-3 新しい都市づくりのための都市開発諸制度を活用した街づくりの推進を図る。

<担当課> ①-1 (*施設課)、①-1~2 (*環境対策課、*教育委員会)、①-3 (*地域整備課)

- ②-1 庁有車へのエコカーの導入を図る。
- ②-2 次世代自動車の充電施設などの基盤整備を促進する。
- ②-3 公共交通機関の利用、自動車利用に関するルールについて普及啓発に努める他、環境にやさしい車の普及を図る。また、駐車場設置者等に対して、アイドリングストップの掲示をするなどの環境に配慮した運営を指導する。
- ②-4 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。(再掲)
- ②-5 見える化の看板を設置して、太陽光発電や雨水利用、みどりのカーテン等を設置していることをアピールし、普及啓発を図る。
- ②-6 ふれあいトーク宅配便の講座を活用する環境学習の場を提供する。

<担当課> ②-1~4 (*環境対策課、*交通対策課、*都市計画課、施設を有する各課・教育委員会)
②-5, 6 (*環境対策課、施設を有する各課・教育委員会)

| 環境指標 | 現状 | 目標 (H34) | 備考 |
|---------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| ○温室効果ガス排出量 (H2 年度比) | +17.5% (H21) | -25.0% (H32) | 目標年次(H32)は、新宿区地球温暖化対策指針目標 |
| ○全公用車に対するエコカーの導入台数 | 15.6% | 100% | |

基本目標5：地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めます

5-2. ヒートアイランド対策の推進

ここでは、国で示された「緩和策（都市構造の改善）」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ハード、ソフトの両面からヒートアイランド対策を推進します。

| 個別施策 | 区 民 | 事業者 |
|------------|--|--|
| ① 都市構造の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○みどりのカーテンプロジェクトなどへの参加や緑化に努める。 ○公共施設（学校含む）の緑化に際しては、植え付け作業や維持管理に参加するよう努める。 ○ヒートアイランド現象に対する正確な知識を持ち、その緩和に向けた取り組みを実践するよう努める。 ○各家庭や地域等で、打ち水を積極的に行うよう努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化・壁面緑化の実施に努め、みどりのカーテンプロジェクトなどへの参加や緑化に努める。 ○人的な参加に限らず、経費負担などの方法でも緑化推進に参加していく。 ○事業活動や建築物等の人工排熱の削減に努める。 ○「新宿打ち水大作戦」などのイベントの支援・参加などを行う。 |
| ② 適応策の普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防の知識を深め、実践するよう努める。 ○クールビズに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防の知識など、従業員への周知徹底を図る。 ○クールビズに努める。 |

区

- ①-1 風の道を考えたまちづくり（「水とみどりの環」の形成、「七つの都市の森」の保全・拡充、「風のみち（みどりの回廊）」の整備）を行う。
- ①-2 民間施設の屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進に努める。（再掲）
- ①-3 新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備する。
- ①-4 みどりのカーテンプロジェクトを通じてヒートアイランド対策の普及啓発を図る。
- ①-5 校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン、体育館屋根の遮熱性塗装などにより、エコスクールの整備を推進する。
- ①-6 環境に配慮した道路舗装（遮熱性舗装等）を実施することで、ヒートアイランド現象の抑制を目指す。
- ①-7 都市開発等計画策定時には、緑化を推進し、ヒートアイランド現象や地球温暖化を防止し、大気汚染や騒音・振動などの公害を起こさないよう配慮する。
- ①-8 「新宿打ち水大作戦」などのイベントを実施する。

<担当課> ①-1~2（*みどり公園課）、①-3,6（*道路課）、①-4（全課）
①-5（*教育委員会）、①-7（*都市計画課）、①-8（*環境対策課）

- ②-1 熱中症の予防などヒートアイランド現象の適応策についての情報提供を行う。
- ②-2 熱中症の予防と対応について、広報やホームページを通し、普及啓発を図る。

<担当課> ②-1（*環境対策課）、②-2（*健康推進課）、②-1~2（全課・教育委員会）

| 環境指標 | 現状 | 目標（H34） | 備考 |
|-------------------|------------------------------------|----------------------|---------------------------------|
| ○緑被率（各年時点での調査） | 17.87% (H22) | 18.47% (H29) | 目標年次（H29） は、みどりの基本計 画目標 |
| ○環境配慮型舗装の整備面積（年間） | 39,305m ² (H23 現在累計) | 50,305m ² | |
| ○みどりのカーテン数（年間） | 1,731 枚 (H23) | 2,000 枚 (H27) | 目標年次（H27） は、新宿区第二次実 行計画目標 |

第6章 推進体制と進行管理

ここでは、この計画に掲げられている重点的な取り組みや各種施策が着実に実施され、適切な進行管理を行うための推進体制について示します。

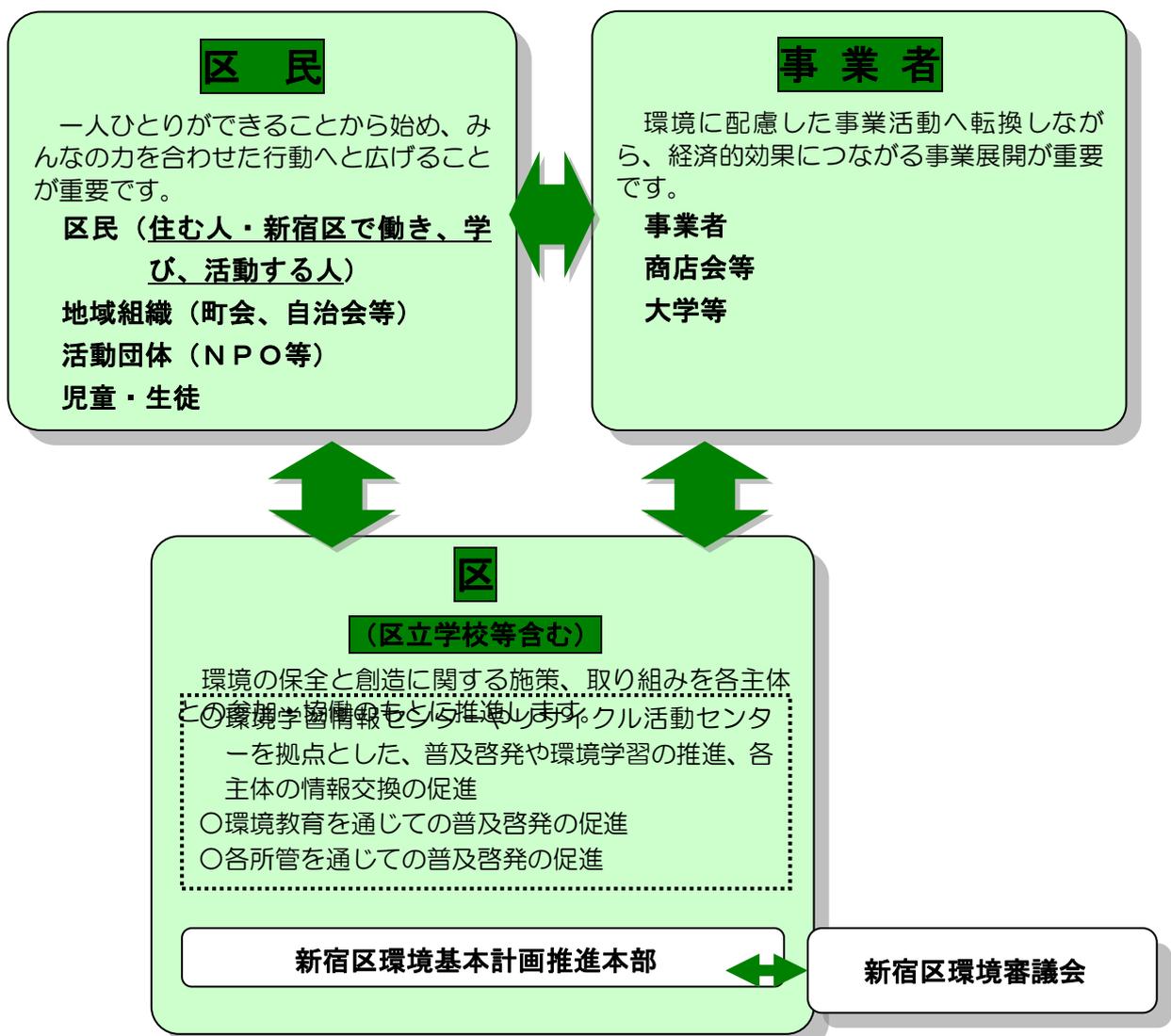
第6章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

この計画は、区民・事業者・区の3者の連携・協働により着実に実行していくものとし、このための推進体制を次のとおり設定します。

区は、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、この計画を適切に進行管理します。また、区民・事業者と区が連携・協働して行う取り組みは、環境学習情報センター等を拠点として支援します。

図6-1 推進体制



2 計画の進行管理

この計画は、新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、以下の「PDCAサイクル」を基本として、基本理念及び目指すべき環境像の実現に向けた進行管理を行います。

① 計画（P：Plan）

計画策定や見直しにより、目指すべき環境都市像や基本目標、及び具体的な施策や取り組みなどを設定します。

② 実行（D：Do）

計画に基づき、区民・事業者・区の3者の連携・協働により、具体的な取り組みを実行します。

③ 評価（C：Check）

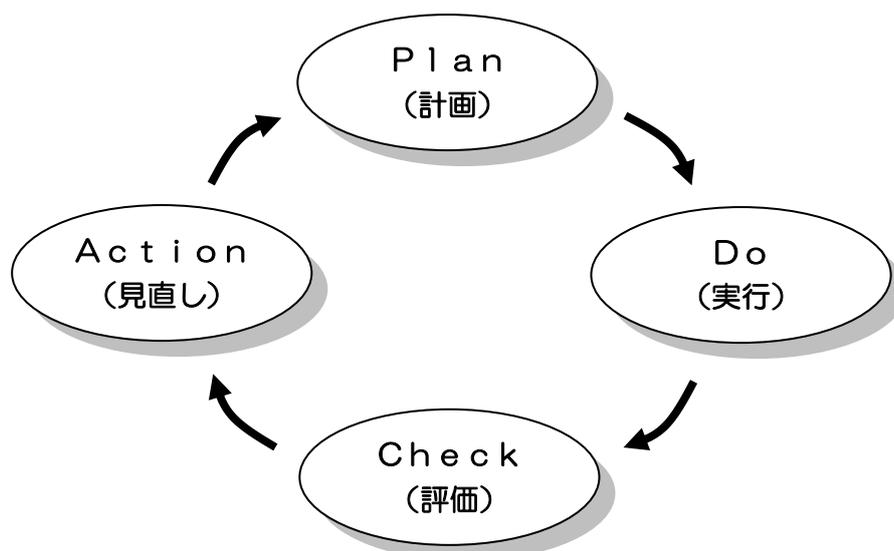
施策などの取り組み状況や環境指標の数値動向などにより、この計画の達成状況を評価します。なお、達成状況や評価結果は、毎年「環境白書」を通じて、区民・事業者に公表します。

④ 見直し（A：Action）

評価結果に基づき、施策や取り組み内容を見直します。

また、社会経済状況の変化等を考慮し、5年を目途に計画全体の見直しを行います。

図6-2 進行管理（PDCAサイクル）の概念



資料編

●策定経緯

| 年月日 | 内容 | 備考 |
|---------------------|------------------------|--|
| 平成 23 年 9 月 5 日 | 平成 23 年度 第 1 回環境審議会 | 「新宿区第二次環境基本計画」の策定について（諮問） |
| 11 月 1 日 | 平成 23 年度 第 2 回環境審議会 | 専門部会の設置について（報告） エネルギーに関する飯田哲也氏の講演と質疑 |
| | 第 1 回専門部会 | 新宿区環境基本計画策定専門部会設置について 新宿区第二次環境基本計画の策定について （1）新宿区第二次環境基本計画について （2）事前調査委託受託事業者について （3）策定スケジュールについて （4）現行基本計画における取組と進捗管理、社会的動向について |
| 平成 24 年 1 月 16 日 | 第 2 回専門部会 | 社会的動向の把握 （1）近年の環境動向のトピック （2）国・都の上位計画の動向 （3）他自治体環境基本計画の参考事例 現計画の評価及び次期計画に向けての課題 新宿区第二次環境基本計画策定に向けて （1）新宿区第二次環境基本計画策定のための基本的事項の整理 （2）新宿区第二次環境基本計画の策定ポイント （3）新宿区第二次環境基本計画の基本目標再編（案） |
| 1 月 26 日 | 平成 23 年度 第 3 回環境審議会 | 新宿区第二次環境基本計画の策定について |
| 5 月 10 日 | 第 3 回専門部会 | 平成 24 年度新宿区環境基本計画策定専門部会のスケジュールについて 新宿区第二次環境基本計画策定に向けて 新宿区第二次環境基本計画策定に関わる区民・事業者アンケートについて |
| 5 月 22 日 | 平成 24 年度 第 1 回環境審議会 | 新宿区第二次環境基本計画の策定について |
| 6 月 | 区民・事業者・学生アンケートの実施 | 区 民：1,800 人 事業者：1,800 事業者 学 生：221 人 |
| 7 月 10 日 | 第 4 回専門部会 | 区民・事業者アンケート結果の速報について 「新宿区第二次環境基本計画」の構成について リーディングプロジェクトについて |

| 年月日 | 内容 | 備考 |
|-------------------|--------------------|--|
| 7月19日 | 平成24年度 第2回環境審議会 | 会長・副会長の選任 新宿区第二次環境基本計画の策定について |
| 8月8日 | 第5回専門部会 | 区民・事業者アンケート結果について 新宿区第二次環境基本計画パブリックコメント素案 について |
| 8月20日 | 平成24年度 第3回環境審議会 | 新宿区第二次環境基本計画の策定について (1) 区民・事業者アンケート結果について (2) 新宿区第二次環境基本計画（素案）及びパブ リックコメントの実施について |
| 10月15日 ～11月14日 | パブリックコメント | 意見等 139 通 |
| 11月2日 ～6日 | 区民説明会 | 11/2 戸塚地域センター 11/3 四谷地域センター 11/6 牛込箆笥地域センター 参加者 17 名 |
| 10月15日 ～11月14日 | その他説明 | エコライフ推進協議会、パートナーシップ会議、エ コ事業者連絡会、日本語教室他 185 名 |
| 10月15日 ～11月14日 | ポスター掲示 | 区設掲示板（101 ヲ所） |
| 11月19日 | 第6回専門部会 | |
| 11月22日 | 平成24年度 第4回環境審議会 | |
| 12月26日 | 平成24年度 第5回環境審議会 | 「新宿区第二次環境基本計画」の策定について（答 申） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

●委員名簿

新宿区環境基本計画策定専門部会

| | | 氏名 | 職業等 | 備考 |
|------------|---------------------------------|-------|---|-------------|
| 環境審議会専門部会員 | 学識経験者 | 野村 恭子 | 環境審議会副会長 あらた監査法人 サステナビリティ・サービス担当 マネージャー 環境学博士・技術士（環境部門） | 部会長 |
| | | 勝田 正文 | 環境審議会委員 早稲田大学理工学術院教授・工学博士 | 副部会長 |
| | | 崎田 裕子 | 環境審議会委員 環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員環境カンセラー | |
| | 区民 | 小野 栄子 | 環境審議会委員 公募区民 | |
| | | 瀧口 洋 | 環境審議会委員 公募区民 | |
| | | 福井 栄子 | 環境審議会委員 公募区民 | |
| | | 犬塚 裕雅 | 環境審議会委員 公募区民 | |
| | | 松井 千輝 | 環境審議会委員 公募区民 | |
| 甲野 啓一 | 環境審議会委員 町会連合会代表 (新宿区町会連合会理事) | | | |
| 部会員以外の者 | 事業者 | 谷島 聡 | 東京電力㈱ 新宿支社 副支社長 | H23. 11. 1～ |
| | | 高萩 博之 | 東京電力㈱ 新宿支社 副支社長 | H24. 6. 1～ |
| | | 望月 友子 | ㈱三越伊勢丹ホールディングス 業務部 施設管財担当 施設環境マネージャー | |
| | | 丸山 武 | 東京ガス㈱ 中央支店 地域広報グループ 課長代理 | |
| | 学識経験者 | 工藤 拓毅 | ㈱日本エネルギー経済研究所 グリーンエネルギー認証センター副センター長 | |
| | | 田中 充 | 法政大学地域研究センター 低炭素都市プロジェクト 研究代表 法政大学社会学部教授 | |

○新宿区環境審議会

～H24. 7. 14

| | 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|--------|---|----|
| 学識経験者 | 丸田 頼一 | 千葉大学名誉教授・農学博士 | |
| | 安田 八十五 | 関東学院大学経済学部教授・工学博士 | |
| | 崎田 裕子 | 環境カウンセラー・環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員 | |
| | 勝田 正文 | 早稲田大学理工学術院教授・工学博士 | |
| | 野村 恭子 | あらた監査法人 サステナビリティ・サービス担当 マネージャー 環境学博士・技術士（環境部門） | |
| その他の委員 | 小野 栄子 | 公募区民 | |
| | 瀧口 洋 | 公募区民 | |
| | 福井 榮子 | 公募区民 | |
| | 犬塚 裕雅 | 公募区民 | |
| | 松井 千輝 | 公募区民 | |
| | 鈴木 一末 | 東京都トラック協会新宿支部長 | |
| | 戸梶 俊広 | 東京電力(株)新宿支社長 | |
| | 小川 達夫 | 株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 業務部 施設管財担当 施設環境マネージャー | |
| | 横山 武 | 東京ガス(株) 中央支店長 | |
| | 甲野 啓一 | 新宿区町会連合会理事 | |
| 区 | 伊藤 憲夫 | 環境清掃部長 | |

H24. 7. 15～

| | 氏名 | 職業等 | 備考 |
|--------|------------|--|-------------|
| 学識経験者 | 丸田 頼一 | 千葉大学名誉教授・農学博士 | |
| | 安田 八十五 | 関東学院大学経済学部教授・工学博士 | |
| | 崎田 裕子 | 環境カウンセラー・環境省「中央環境審議会」委員 経済産業省「総合資源エネルギー調査会」委員 | |
| | 勝田 正文 | 早稲田大学理工学術院教授・工学博士 | |
| | 野村 恭子 | あらた監査法人 サステナビリティ・サービス担当 シニアマネージャー 環境学博士・技術士（環境部門） | |
| その他の委員 | 井上 俊也 | 公募区民 | |
| | 手塚 京子 | 公募区民 | |
| | 近藤 恵美子 | 公募区民 | |
| | 齋藤 朗 | 公募区民 | |
| | 田村 恵美子 | 公募区民 | |
| | 鈴木 一末 | 東京都トラック協会新宿支部長 | |
| | 戸梶 俊広 | 東京電力(株)新宿支社長 | ～H24. 9. 30 |
| | 川村 祥二 | 東京電力(株)新宿支社長 | H24. 10. 1～ |
| | 福田 泰也 | 東京商工会議所新宿支部事務局長 | |
| | 横山 武 | 東京ガス(株)中央支店長 | |
| 甲野 啓一 | 新宿区町会連合会理事 | | |
| 区 | 伊藤 憲夫 | 環境清掃部長 | |

●区民・事業者アンケートの実施概要

今回の計画策定にあたって、環境全般についての関心や意識、取組み状況及び、計画策定に必要な情報等を把握するために、区民及び区内の事業者に対し意識調査を行いました。

■調査概要

| | 区民アンケート | 事業者アンケート | 学生アンケート |
|--------------|---|--|-------------------------|
| 対象者 | 平成 24 年 4 月末現在の 15 歳以上の区内在住者（日本人） | 区内で操業する事業者 | 早稲田大学、目白大学 |
| サンプル数 | 1,800 人 （郵送：1,200 人） （Web：600 人） | 1,800 事業者 （郵送） | 221 人 （学校による直接配付・回収） |
| 抽出方法 | 住民基本台帳より無作為抽出（郵送分） | 東京商工会議所の登録事業者から無作為抽出 | — |
| 回収数 （回収率） | 938 票（52%） 郵送：343 票（29%） Web：595 票（99%） | 318 票（18%） | 221 票（100%） |
| 実施時期 | 発送 平成 24 年 6 月 8 日 回収 平成 24 年 6 月 18 日 | 発送 平成 24 年 6 月 12 日 回収 平成 24 年 6 月 21 日 | 配付・回収 平成 24 年 6 月 |
| その他 | 新宿エコ隊への参加申込書を同封し、環境への意識啓発と活動促進を図りました。 | 新宿エコ隊への参加申込書を同封し、環境への意識啓発と活動促進を図りました。 | |

●目標年次における想定人口

「新宿区基本構想」（平成 19 年 12 月策定）において新宿区の総人口が推計（コーホート変化率法による算出）されています。

新宿区の総人口は、平成 27（2015）年ごろまで増加が見込まれていますが、その後は緩やかに人口減少に転じると推計されており、この計画の目標年次である平成 34（2022）年には、310,268 人（平成 24（2012）年 1 月 1 日現在：318,086 人）になると推計されています。

新宿区第二次環境基本計画 用語集

BEMS

「Building and Energy Management System」の略称で、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのことです。商業ビルの多い新宿区においては、このシステムの導入により大きな効果が得られると期待されています。

同様に電気使用量の可視化、節電のための機器制御などを行うシステムのうち、住宅向けを「HEMS」、工場向けを「FEMS」、これらを含む地域全体向けを「CEMS」といいます。

NPO

「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。新宿区においても、環境分野だけでなく、福祉や教育など様々な分野で活動が行われています。

アイドリングストップ

自動車が走っていない時（停車時）にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないことです。信号待ちでのアイドリングストップは、ほんの5秒間でも省エネに効果があります。

アスベスト

石綿（「せきめん」「いしわた」と呼ばれている天然に産する鉱物で、以前は防音材、断熱材、保温材等で使用されましたが、現在では、健康被害の恐れがあるため、原則として製造等が禁止されています。新宿区でもアスベストに関する相談・情報提供や、建築物のアスベスト対策費用の助成などの対策に取り組んでいます。

エコカー

一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車の総称のことです。

具体的には、電気自動車（燃料電池自動車も含む）、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、ハイブリッド車などがあります。

エコ事業者連絡会

区と事業者が協力し、地球環境の保全について取り組む会であり、区と事業者及び事業者同士の情報交換の場となっています。会の企画・運営は、区と事業者の方々と調整を行っており、年三回の事例発表の他、環境保全に関する見学会なども行なっています。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化にふれあい、体験し学ぶとともに、それらの保全に配慮した観光スタイルを指します。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせることです。新宿区ではカーボン・オフセット事業の一環として、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市と地球環境保全協定を締結し、「新宿の森」において森林保全活動などを展開しています。

揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。遊粒子状物質及び光化学オキシダントといった大気汚染物質の原因となっており、印刷業者の多い新宿区では排出抑制などの対策が必要となっています。

クールビズ

主にオフィスでのエネルギー消費を抑える

ための活動であり、冷房温度設定を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のことです。

「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表ですが、近年ではオフィス以外でも広く普及しつつあります。

グリーン経済

将来にわたり、持続可能な経済成長を実現するために、環境問題を経済の中心に据えて、環境を守りながら経済も発展させていくことです。

その特徴として、①環境と経済の統合、②健全な生態系と環境を現在と将来の世代へ継承、③エネルギー・資源集約度削減、汚染削減、再生可能エネルギー・自然資源などのグリーン投資分野への重点的投資を通じ、環境保全と同時に雇用確保と経済発展を図ること、などがあげられます。

グリーン購入、グリーン調達

製品やサービスなどを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することで、新宿区でもグリーン購入を推進しています。

消費者の観点ではグリーン購入、生産者の観点では「グリーン調達」といいます。

グリーン電力

風力、太陽、バイオマス、水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気、またはそのような電気を選んで購入できるプログラムのことを指します。

電気としての価値に加え、環境価値部分を評価して追加料金を払うことで、市場での競争力を持たせ、再生可能エネルギーを普及させようとする考え方に基づいた電力です。

コージェネレーションシステム

発電を行う際に発生した排熱を暖房や給湯等に利用するエネルギー供給システムです。発電と熱利用を同時に行うことから、高効率なシステムとして、さらなる普及が期待されます。

新宿副都心で行われている地域冷暖房の取り組みもこのシステムを活用しています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーなどで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして、さらなる導入・普及の促進が望まれます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギー源(太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務付けるもので、平成24(2012)7月から始まった制度です。

次世代自動車

経済産業省が進められている「次世代自動車戦略2010」において、エコカーに分類される自動車のことです。

具体的には、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車の5種類が定義されています。

遮熱性舗装

ヒートアイランド対策となる舗装工法の一つで、アスファルトなどの舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布し、夏季における昼間の路面温度の低減や夜間の舗装からの放熱を抑えるものです。新宿区ではこの遮熱(透水)性舗装の他に、保水性舗装などの環境舗装を推進しています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、

環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

人工排熱

都市活動において消費されたエネルギーが最終的に排熱として環境中へと放出されることをいいます。

具体的には、夏季の空調排熱や自動車からの排熱等があり、ヒートアイランド現象の要因の一つとなっており、新宿区でも対策が必要となっています。

新宿エコ隊

家庭などでのCO₂排出削減の取り組み状況を、パンフレット「新宿エコ隊大募集!!」に掲載しているCO₂削減チェック表に記入して報告するモニター制度で、CO₂を率先して削減する区民・事業者の方が登録しています。

日常のCO₂排出削減の取り組みの他、新宿の森（長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市）での森林保全活動や学生向けエコ隊交流会、省エネ講座、事業者向け省エネルギー診断などの活動やイベントが実施（一部企画）されています。

新宿区3R推進協議会

資源循環型生活スタイルの確立に向け、新宿区における3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を効果的に推進するために、平成20（2008）年4月に、区民、事業者、区の三者が協働し設立した協議会です。

レジ袋の辞退などの環境に配慮した行動をポイントに換算して貯める「新宿エコ自慢ポイント」や3R推進キャンペーンイベントの実施の他、平成21（2009）年には「3R協働宣言」を行うなど、新宿からエコな暮らしを発信しています。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。

スマートハウス

家庭において、環境技術と情報通信技術との融合により生活の快適性を損なわず、エネルギー利用の最適化を実現するシステムです。

併せて、ライフスタイル変革や環境配慮への継続的な行動を促進する「家庭エネルギー情報の見える化」や「家庭エネルギーの制御」も目指しています。

スマートメーター

エアコンや照明などの家電機器や事業所内の設備を、電気、ガス、水道等の各種メーターと無線通信機能等により接続することによって、各機器の稼動状況などを把握・管理するためのメーターのことです。

これによりリアルタイムでエネルギーの使用状況を把握できるため、エネルギー利用の「見える化」を図り、ユーザーの省エネ活動を間接的に促すことが期待されます。

生物多様性

生態系（ある一定の区域に存在する動植物と水や大気、土といった非生物的環境のまとまり）や生物群系、または地球全体に多様な生物が存在していることを指す言葉です。

2010年（平成22年）10月18日から29日まで、愛知県名古屋市にある名古屋国際会議場において開催されたCOP10は、「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」をスローガンとし、世界各地から180の締約国と関係国際機関、NGO等のオブザーバー、報道関係者、スタッフも含め、計13,000人以上が参加しました。

会議の最も大きな成果として、生物多様性に関する新たな世界目標（ポスト2010年目標）である「愛知目標」とABSに関する「名古屋議定書」の採択があげられます。特に名古屋議定書については、条約発効以来議論が続けられてきた条約の3番目の目的を達成するための法的拘束力のある国際的枠組みが採択されたものであり、生物多様性条約にとって新たな時代の幕開けとなったといえます。

また、これら以外にも、「保護地域」や「持続可能な利用」など、今後の地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるうえで重要な合計47の決定が採択されました。

低炭素社会、低炭素な暮らし

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のことで、それらの社会基盤や生活スタイルを省エネ型にするなど、二酸化炭素の排出量を減らすことを目的とした暮らし方を指します。

電力デマンド監視システム

大容量の電力を消費する工場などに導入されるシステムで、電気の使用状況や実態を把握・分析し、その結果をもとにデマンド監視装置で「デマンド（需要）管理」を行うことでピーク電力の抑制などを行うものです。

ヒートアイランド現象

主に市街地において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

新宿区などの都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれています。

ビオトープ

生き物たちの生息する場所のことで、森林、湖沼、草地、河川、湿地、干潟などが代表的な例です。身近なところでは、多様な生き物たちが形作る小さな生態系をビオトープとして捉えることもあります。新宿区においても、新宿中央公園や小学校などにビオトープが設置され、環境を考えた総合学習などに利用されています。

みどりのカーテン

ゴーヤやアサガオ、ヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげ室温の上昇を抑えるものです。新宿区でも区内の家庭、事業所、施設にみどりのカーテンを設置し、夏季の冷房の使用を抑制する事によって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減しようとする「みどり

のカーテンプロジェクト」を展開しています。

緑被率

ある地域又は地区における緑地（被）面積の占める割合のことで、平面的な緑の量を把握するための指標です。